

(愛媛県報平成27年5月1日第2668号外1別記)

平成26年度

## 包括外部監査の結果報告書

健康・医療・福祉の財務に関する  
事務の執行及び事業の管理について

愛媛県包括外部監査人

山 邊 彰 三

## 目次

第1章	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称	1
3.	選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	2
5.	監査の着眼点	2
6.	監査対象部署	2
7.	実施した監査手続	2
8.	補助者の選任	2
9.	包括外部監査の実施期間	2
10.	利害関係	3
第2章	愛媛県の現状と健康・医療・福祉の概要	4
1.	愛媛の未来づくりプラン	4
(1)	愛媛の未来づくりプランの推進	4
(2)	愛媛県を取り巻く環境	4
(3)	「愛媛の未来づくりプラン」の政策体系及び「健康・医療・福祉」に関する施策	4
2.	健康・医療・福祉関連の主要な事業の概要	11
(1)	施策 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現	11
(2)	施策 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり	13
(3)	施策 23 地域福祉を支える環境づくり	16
(4)	施策 24 生涯を通じた心と体の健康づくり	18
(5)	施策 25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実	21
(6)	施策 26 救急医療体制の充実	24
(7)	施策 36 安心して産み育てることができる環境づくり	26

3.	第6次愛媛県地域保健医療計画の概要	32
4.	愛媛県の健康・医療・福祉の現状と課題	38
5.	平成26年度愛媛県保健福祉部・公営企業管理局の組織と職務分掌概要	41
(1)	組織図	41
(2)	職務分掌	48
6.	愛媛県（特に健康・医療・福祉）及び公営企業管理局（病院事業）の財政状況について	54
(1)	平成25年度当初予算について	54
(2)	平成25年度の健康・医療・福祉の予算（民生費・衛生費）の概要について	55
(3)	平成25年度の決算状況について	55
第3章	包括外部監査の結果と意見（全般事項）	57
1.	総合所見	57
第4章	包括外部監査の結果と意見（個別事項）	66
1.	「高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現」関連	66
(1)	在宅介護研修センター運営費（保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課）	66
2.	「障害者が安心して暮らせる共生社会づくり」関連	68
(1)	障害者スポーツ選手育成・強化事業費（保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課）	68
(2)	障害者スポーツ振興事業費（保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課）	69
3.	「地域福祉を支える環境づくり」関連	71
(1)	総合社会福祉会館管理運営費（保健福祉部 管理局 保健福祉課）	71
4.	「生涯を通じた心と体の健康づくり」関連	73
(1)	歯と口腔の健康づくり推進費（保健福祉部 健康衛生局 健康増進課）	73
(2)	難病患者支援事業費（保健福祉部 健康衛生局 健康増進課）	78
5.	「安全・安心で質の高い医療提供体制の充実」関連	81
(1)	医療施設等調査指導費（保健福祉部 管理局 医療対策課）	81

6.	「救急医療体制の充実」関連.....	85
(1)	救急医療対策事業費（保健福祉部 管理局 医療対策課） .....	85
7.	「安心して産み育てることができる環境づくり」関連.....	89
(1)	えひめ結婚支援センター運営事業費（保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課） .....	89
(2)	高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費（保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課） .....	96
8.	県立病院関連（中央病院、今治病院、南宇和病院、新居浜病院） .....	100
(1)	県立病院の概要 .....	100
(2)	県立病院の事業等の状況 .....	105
(3)	公立病院改革プラン（第3次愛媛県立病院財政健全化計画）について .....	106
(4)	第3次愛媛県立病院財政健全化計画について .....	114
(5)	病院経営指標の分析について .....	118
(6)	債権管理について .....	121
(7)	固定資産管理について .....	128
(8)	棚卸資産管理について .....	134
9.	公立大学法人愛媛県立医療技術大学.....	136
(1)	公立大学法人制度の概要 .....	136
(2)	公立大学法人愛媛県立医療技術大学の概要 .....	136
(3)	財務情報 .....	141
(4)	固定資産管理について .....	146
(5)	就職者の状況 .....	149
(6)	大学法人のガバナンスについて .....	150
10.	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団.....	152
(1)	事業団の概要 .....	152
(2)	施設一覧 .....	152

(3) 財務情報.....	153
(4) 施設ごとの利用定員と利用者数.....	157
(5) 県内の障害福祉サービス事業所・施設について.....	159
11. 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会.....	163
(1) 県社協の概要.....	163
(2) 財務情報.....	168
第5章 監査の総括.....	173
(参考) 意見及び指摘事項の一覧.....	183

# 第1章 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称

健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

## 3. 選定した理由

本県においては、年々増大する社会保障経費等により依然として厳しい財政状況である一方、南海トラフ巨大地震等の発生に備えた防災・減災対策の推進や、「愛媛の未来づくりプラン」に掲げる重点施策等の推進が必要となっている。ただ、平成24年11月に公表した中期財政見通しによれば、平成25年度からの3年間で見込まれる財源不足額は▲424億円（H25：▲111億円、H26：▲131億円、H27：▲182億円）とされ、歳入歳出全般にわたる対策の更なる徹底と今まで以上にメリハリを利かせた予算編成を通じて、積極的な施策展開と財政健全化の両立に取り組むことが必要とされている。

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」～長期ビジョン編～によれば2020年の県総人口は1,340千人程度（うち65歳以上の高齢人口は420千人で30%を超える見込み）と予測されている。このように少子高齢化が一層進み、高齢者の医療に対する対策が求められている。

一方、地域医療の充実のために、二次救急・三次救急医療機関等の設備整備等の促進や、災害拠点病院等の医療・救護活動に必要な資機材等の整備、広域災害・救急等医療情報システム再構築の取組みについても求められている。

このため、県内の4つの県立病院（中央病院、今治病院、南宇和病院及び新居浜病院）は、救急医療、周産期医療等の不採算分野を担うとともに、へき地医療や災害拠点病院として、それぞれの地域における中核的医療機関としての使命を果たし、その機能を発揮するよう、施設の整備改善や効率的な経営に努め、医学の進歩に即応した高度な医療を県民に提供するとともに、医療サービスの質的向上に努力を続けている。

このような状況の中で、保健福祉部及び県立病院（公営企業管理局）の財務事務及び管理は愛媛県の重要課題であり、また県民の快適で安全・安心な生活を守っていくためには、予算執行において、適正かつ効率的に行われているかどうかは県民の深く関心を寄せるところであると考えられる。また、リニューアルオープンされた中央病院については、平成24年度の包括外部監査でPFI導入の経緯等は検討したが、開業準備を含む負担行為については後日検証することになっていた。このことから、今回「健康・医療・福祉」を特定の事件（テーマ）として選定した。

#### 4. 包括外部監査の対象期間

平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

但し、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても対象とする。

#### 5. 監査の着眼点

- ① 健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理は法令規則に沿って適切に行われているか
- ② 健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理は公正性かつ透明性をもって行われているか
- ③ 健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理は県民サービスの向上につながっているか
- ④ 健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理のために必要なコストの管理は適切に実施されているか
- ⑤ 健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る将来負担は適切に把握されているか

#### 6. 監査対象部署

保健福祉部及び公営企業管理局並びに関連所管部署

#### 7. 実施した監査手続

健康・医療・福祉に関する事業について、その概要を責任者及び担当者へ質問し、事務の執行等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、その他外部監査人が必要と判断した手続を実施した。

#### 8. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として次の者を選任した。

公 認 会 計 士	池 田 学
公 認 会 計 士	織 田 平
公 認 会 計 士	早 野 中
公 認 会 計 士	山 本 奈 緒

#### 9. 包括外部監査の実施期間

自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 20 日

## 10. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

金額及び比率の表示単位未満は四捨五入している。  
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。



## 第2章 愛媛県の現状と健康・医療・福祉の概要

### 1. 愛媛の未来づくりプラン

#### (1) 愛媛の未来づくりプランの推進

本県では、平成23年度に「愛のくに愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念とする第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を策定し、産業、暮らし、人づくり、環境の4つの分野で基本政策を掲げ、愛顔（えがお）あふれる愛媛県の実現に向けた取組みを進めている。

この「愛媛の未来づくりプラン」は県民と目標の共有を図りながら、みんなが一丸となって愛媛の未来づくりを進めていくため、平成23年9月に、概ね10年後を見据えた長期ビジョンを策定し、目指すべき愛媛の将来像やその基本的な考え方などを示したものである。このアクションプログラムは、長期ビジョンで描いた将来像を実現するための道筋を示すものである。

平成25年度は、このプランを具体化するための道筋を示す4年間（平成23～26年度）のアクションプログラムの折り返しに当たる年であることから、先行きが不透明な社会経済情勢はもとより、依然として厳しい財政状況の中にはあるが、目標年度において、大きな成果を得ることができるよう、これまで芽だしとして取り組んできた各施策を本格的に展開するなど、今後の愛媛の未来づくりをリードする施策を厳選し、効率的かつ効果的な取組みを更に積極的に展開しようとしている。

#### (2) 愛媛県を取り巻く環境

本県では、本格的な人口減少や急速な高齢化が全国に先行して進行しており、地域コミュニティの衰退や市場規模の縮小など、地域の活力低下が懸念されるとともに、人・モノ・カネ・情報が世界中を自由活発に移動するグローバルな時代において、不安定な国際情勢や為替変動、デフレの状況が県内経済を下押しする大きなリスクとなっているほか、電力供給の制約等が今後も続けば、県民の日々の暮らしに広範かつ深刻な影響を及ぼすことも想定される。

また、東日本大震災を教訓に国から発表された南海トラフ巨大地震による被害想定は、従来の想定を大幅に上回り、多くの課題が顕在化してきた。

#### (3) 「愛媛の未来づくりプラン」の政策体系及び「健康・医療・福祉」に関する施策

こうした県を取り巻く環境等を踏まえ、平成25年度の状況も考えて「愛媛の未来づくりプラン」の基本理念、政策体系の全般について簡単に説明しながら、特に「健康・医療・福祉」に関する施策について詳細に説明していく。

## (I) 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり【産業分野】

### 一次代を担う活力ある産業を“創る”

電力供給の制約や為替変動、デフレの影響、不安定な国際情勢等が県内経済を下押しするリスクとして存在し、雇用情勢も先行き不透明な状況が続くとともに、農林漁業者の高齢化や担い手の減少、農林水産物の価格低迷など、本県農林水産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。また、我が国が本格的な人口減少に突入する中、交流人口の増加を地域の活性化に結びつけようとする取組みが全国各地で強化され、地域間競争がますます激しくなっている。

さらに、東北や九州での新幹線の開業・延伸など、全国的に広域交通網の整備が一段と進んでいるが、本県においては、高速道路ネットワークの連続性が確保されていないとともに、鉄道の高速化からも取り残されており、高速交通網の効果が十分に発揮される状況にはなく、その整備促進が大きな課題となっている。

#### ① 活力ある産業づくり

- 施策1：地域に根ざした産業の振興
- 施策2：企業誘致・留置の推進
- 施策3：戦略的な海外展開の促進
- 施策4：新産業の創出と産業構造の強化

#### ② 産業を担う人づくり

- 施策5：若年者等の就職支援と産業人材力の強化
- 施策6：快適な労働環境の整備

#### ③ 農林水産業の振興

- 施策7：力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 施策8：攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 施策9：選ばれる産地を目指した技術開発の推進

#### ④ 愛媛ブランドの確立

- 施策10：愛媛製品のブランド力向上と販路拡大
- 施策11：愛媛の魅力発信力の強化

#### ⑤ 観光立県えひめの推進

- 施策12：魅力ある観光地づくり
- 施策13：国際観光の振興

## ⑥ 交流・連携の推進

施策14：広域交流・連携の推進

施策15：国際交流の推進

## ⑦ 交通ネットワークの整備

施策16：広域・高速交通ネットワークの整備

施策17：地域を結ぶ交通体系の整備

## (II) やすらぎの<sup>えがお</sup>愛顔あふれる「えひめ」づくり【暮らし分野】

### — 快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ” —

未曾有の被害が発生した東日本大震災を教訓に見直された災害対策基本法や国の防災基本計画等を踏まえ、新たな知見に基づく実効性のある津波被害対策や原子力防災対策について、適切かつ迅速に実施する必要がある。

また、社会環境の変化に伴い、複雑多様化する地域のニーズに、行政のみでは対応困難な場面が生じつつあるとともに、団塊の世代が高齢者の仲間入りをするなど、今後、高齢化が一層進行することが見込まれる中、高齢者が個人として尊重され、生きがいのある暮らしを送ることができる社会が求められている。

さらに、県全体で医師不足が深刻化するとともに、診療科間での偏在など、地域医療を取り巻く環境は厳しい状況にある。

### ① 参画と協働による地域社会づくり

施策18：未来につなぐ協働のきずなづくり

施策19：男女共同参画社会づくり

施策20：人権が尊重される社会づくり

### ② 支え合う福祉社会づくり

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を發揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めていく。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進める。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指す。

## 施策21：高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

高齢者が能力に応じ自立し、健康で活動的な生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせるフィールドづくりを推進し、生きがづくり等にも通じる社会参加を促進する。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進め、地域全体で高齢者を支える社会づくりを推進する。

さらに、地域ごとのニーズに即したサービス提供や公平・公正な要介護認定など、安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供に向けた取組みを強化する。

## 施策22：障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進する。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進する。

## 施策23：地域福祉を支える環境づくり

生活保護受給者に対する就労支援やホームレス等貧困・困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築に加え、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図る。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努める。

### ③ 健康づくりと医療体制の充実

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進する。また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急

医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努める。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指す。

#### 施策24：生涯を通じた心と体の健康づくり

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化する。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図る。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進する。

#### 施策25：安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

愛媛大学や関係機関等と連携して、医師確保対策を強力に推進するとともに、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図る。

また、限られた医療資源を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な医療制度の確立に努めるとともに、県民誰もが、一貫した治療方針の下、適切な医療を不安なく受診できる地域医療提供体制の整備を推進する。

#### 施策26：救急医療体制の充実

傷病の程度に応じて適切な救急医療が受診できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図る。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努める。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組む。

### ④ 快適で魅力あるまちづくり

#### 施策27：快適な暮らし空間の実現

#### 施策28：ICT環境の整備

## ⑤ 安全・安心な暮らしづくり

- 施策29：消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 施策30：水資源の確保と節水型社会づくり
- 施策31：交通安全対策の推進
- 施策32：犯罪の起きにくい社会づくり
- 施策33：原子力発電所の安全・防災対策の強化

## ⑥ 災害に強い県土づくり

- 施策34：災害から県民を守る基盤の整備
- 施策35：安心して産み育てることができる環境づくり

## (Ⅲ) 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり【人づくり分野】

— 未来を拓く豊かで多様な「人財」を“育む” —

減少傾向が続く出生数等の現状をしっかりと見据えながら、効果的な少子化対策や子育て支援策を推進するとともに、子どもたちの確かな学力の定着と向上や道德教育、キャリア教育等の充実に努める必要がある。

また、平成29年開催が決定した愛媛国体は、全国レベルの競技に間近に触れることができる貴重な機会として、次代を担う子どもたちに夢やあこがれ、希望を与えるとともに、多くの県民がスポーツを身近に楽しみ、心身の健康増進、家族・友人との絆を深める契機となるほか、地域の活性化にも大きな効果が期待されることから、開催に向けた準備や県民総参加の気運づくりを更に加速させることが強く求められている。

### ① 地域で取り組む子育て・子育て支援

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育て等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して産み育てることができる環境整備を進める。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促す。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を目指す。

- 施策36：安心して産み育てることができる環境づくり

未婚化・晩婚化対策として、男女の出会いの場を提供するとともに、周産期医療を充実させるなど、子どもを産みやすい環境づくりを推進する。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供に努める。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組む。

施策37：子ども・若者の健全育成

② 未来を拓く子供たちの育成

施策38：魅力ある教育環境の整備

施策39：確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

施策40：特別支援教育の充実

施策41：教職員の資質・能力の向上

③ 生涯学習と文化の振興

施策42：学び合い高め合う生涯学習社会づくり

施策43：個性豊かな愛媛文化の創造と継承

④ スポーツ立県えひめ推進

施策44：スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

施策45：競技スポーツの振興

(IV) やさしい<sup>えがお</sup>愛顔あふれる「えひめ」づくり【環境分野】

—調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”—

本県の豊かな自然と健全な生態系を守り、次世代に引き継いでいくとともに、原発事故を踏まえ、国において見直しが進められているエネルギー政策の動向を見極めながら、再生可能エネルギーの利用拡大について適時・適確に対応する必要がある。

① 環境と調和した暮らしづくり

施策46：環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

施策47：地球温暖化対策の推進

施策48：環境への負荷が少ない循環型社会の構築

施策49：良好な生活環境の保全

② 自然と共生する社会の実現

施策50：豊かな自然環境と生物多様性の保全

施策51：魅力ある里地・里山・里海づくり

③ 環境にやさしい産業の育成

施策52：再生可能エネルギーの利用促進

施策53：低炭素ビジネスの振興

施策54：恵み豊かな森林（もり）づくり

2. 健康・医療・福祉関連の主要な事業の概要

平成25年度当初予算編成において、その当初予算は、公約の実現に向けて、特に実需の創出による地域経済の活性化に注力するとともに、南海トラフ地震の発生に備えた防災・減災対策の推進に引き続き最優先で取り組むほか、農林水産業の振興やえひめ国体の準備等の重要課題への対応を加速する予算となっている。

健康・医療・福祉関連としては、まず「支え合う福祉社会づくり」として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、市町が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに、介護出前セミナーなど介護に対する理解を深める取組みを進めるほか、県民の健康寿命の延伸を目指し、各種イベント等において健康づくりの普及啓発等に取り組むこととしている。また、全国6箇所の国立ハンセン病療養所に入所されている本県出身者に、故郷を身近に感じてもらえるよう訪問交流を実施するとともに、ハンセン病の正しい理解を促進することとしている。

次に「医療体制の充実」として、がん対策推進計画を総合的に推進するため、がん予防知識等の普及啓発やがん検診の実態把握などを通じて、がん対策の強化に取り組むほか、認知症患者の増加が見込まれる中、地域医療等と連携した認知症医療を推進することとしている。また、医師確保対策として若手医師等のキャリア形成支援や医師不足病院への支援等を進めるとともに、看護師等の確保を図るための病院内保育施設の整備を支援するほか、離島地域の医療確保に取り組む瀬戸内巡回診療船済生丸の更新整備を支援することとした。さらに、県立中央病院の計画的な整備を進めるとともに、県立病院における高度医療機器等の整備を図ることとしている。

また「子育て支援の充実」として、家庭や地域等が連携した子育て支援の充実を図るため、地域で子育て支援活動を担う人材の育成や、高齢者の豊富な経験等を活かした子育て支援策の普及・定着を図ることとしている。

具体的には以下のとおりである。

(1) 施策 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

〔施策の目標〕

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい。

〔主な取組み〕



① 健康で活動的な高齢者による長寿社会づくり

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取組みを推進し、特に、増加が予想される高齢者の認知症の予防と早期発見に努めるほか、地域における支援体制の構築や認知症疾患医療センターの整備など、保健・医療・福祉の連携体制を整備して、質の高い認知症ケアの提供に努める。

さらに、各種セミナーの開催等にも取り組み、高齢者が住み慣れた地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる長寿社会づくりを支援する。

② 地域で共に生き、支え合う社会づくり

市町と連携しながら、医療、介護、予防や生活支援などの必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に取り組む。

また、住民参加型のケア体制を確立するため、県在宅介護研修センターにおいて実践的な研修を実施するほか、高齢者の社会的な孤立を防ぐため、近隣住民やボランティア、民間事業者などの地域の多様な主体による重層的な見守りサービス等、災害時の要援護者支援や高齢者の虐待防止にも効果的に機能する地域社会づくりに向けた取組みを支援する。

③ 安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供

利用者のニーズに応じた介護サービスの提供や、安全・安心に配慮した施設の計画的な整備はもとより、介護保険制度の信頼感を高めるため、市町と連携しながら介護給付の適正化を強力に推進するほか、医師及び介護従事者等に対する研修や、県在宅介護研修センター等における介護ボランティア等への研修を実施する。

④ 高齢者の豊かな経験や知識を活かすことができる社会づくり

積み重ねてきた豊かな経験や知識を活かしたい高齢者が、世代間で助け合い支え合いを進めながら、子育て支援をはじめとする様々な地域活動の重要な担い手として活躍することができる社会づくりを進める。

<平成25年度主な事業>

予算施策 15 高齢者にやさしい福祉社会づくり

予算事項名	担当課
軽費老人ホーム事務費補助金	長寿介護課
在宅介護研究センター運営費	〃
愛媛県老人クラブ大会補助金	〃
老人クラブ育成指導費	〃
明るい長寿社会づくり推進事業費	〃

老人週間事業費	〃
地域支え合い体制づくり事業費	〃
「介護を学ぼう」普及啓発事業費	〃

予算施策 16 医療・介護保険制度の円滑な運営

予算事項名	担当課
介護給付費負担金	長寿介護課
介護保険地域支援事業交付金	〃
後期高齢者医療公費負担事業費	医療保険室
後期高齢者医療保険基盤安定事業費	〃
後期高齢者医療高額医療費負担金	〃
介護基盤緊急整備等事業費	長寿介護課
介護保険財政安定化基金積立金	〃
介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金	〃
介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金	〃
後期高齢者医療財政安定化基金積立金	医療保険室
介護保険サービス評価・情報公表事業費	長寿介護課
介護職員処遇改善等特別対策事業費	〃
地域包括ケアシステム構築支援事業費	〃
認知症医療体制整備推進事業費	健康増進課

(2) 施策 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

<p>〔施策の目標〕</p> <p>障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい。</p> <p>〔主な取組み〕</p> <p>① 障害者が自立できる地域社会づくり</p> <p>地域自立支援協議会を核とする相談・支援機能を強化・拡充するとともに、相談支援事業者を対象とした各種研修の充実や、障害者虐待防止対策を講じるなど、障害者の自立に向け、質の高い障害福祉サービスを提供できる人材育成、環境整備に努める。</p> <p>また、障害者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、活動を支援するボランティアの確保や、地域住民への理解を深める普及啓発活動を推進するとともに、障害の特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進する。</p> <p>② 障害者の社会参加</p>
---

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害に対する幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育の実施、また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができる、障害者の生きがいづくりにもつながる施設や環境の整備を推進する。

特に、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲を高めるため、平成 29 年度に本県で開催の「全国障害者スポーツ大会」に向け、人材育成や競技力向上などの諸準備を進める。

### ③ 障害者の就労支援

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進する。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援する。

## <平成25年度主な事業>

### 予算施策 12 障害者の自立及び生活支援体制の整備

予算事項名	担当課
重度心身障害者(児)医療費公費負担事業費	障害福祉課
心身障害者扶養共済事業費	〃
自立支援医療補装具給付事業費	〃
障害者介護給付費等負担金	〃
地域生活支援事業費補助金	〃
障害者工賃向上計画支援事業費	〃
重度訪問介護等利用促進支援事業費	〃
障害者職業生活支援事業費	〃
障害児入所給付費等負担金	〃
子ども療育センター運営費	〃
発達障害者支援センター運営費	〃
精神障害者地域移行支援事業費	〃
特別障害者手当等給付事業費	〃
障害児(者)療育支援事業費	〃
身体障害者福祉センター運営費	〃
障害者更生センター運営費	〃

視聴覚福祉センター運営費	〃
身体障害者更生相談所費	〃
知的障害者更生相談所費	〃
障害福祉施設整備事業費	〃
県社会福祉事業団施設整備等助成事業費	〃
障害者自立支援対策臨時特例基金積立金	〃
障害者虐待防止対策支援事業費	〃
心身障害者(児)歯科診療所運営委託等事業費	〃
障害者総合支援法等施行費	〃
障害者相談事業費	〃
障害者相談支援体制整備推進事業費	〃
身体障害者福祉法等施行事務費	〃
特別児童扶養手当法施行事務費	〃
精神障害者社会適応訓練事業費	〃
障害福祉施設耐震化等整備事業費	〃
障害者自立支援対策臨時特例基金返還金	〃

予算施策 13 障害者の社会参画の促進

予算事項名	担当課
身体障害者団体助成費	障害福祉課
手をつなぐ育成会補助金	〃
肢体不自由児愛護大会補助金	〃
愛媛県手をつなぐ育成会研修大会補助金	〃
障害者スポーツ振興事業費	〃
障害者スポーツ選手育成・強化事業費	〃
第17回全国障害者スポーツ大会手話通訳者等養成研修事業費	〃
身体障害者コミュニケーション確保対策事業費	〃
障害者の愛顔あふれる地域づくり推進事業費(中予)	中予地方局 地域福祉課
身体障害者生活訓練等事業費	障害福祉課
身体障害者補助犬給付事業費	〃
障害者社会参加推進センター運営事業費	〃
障害者パソコンボランティア養成・派遣事業費	〃
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成派遣事業費	〃

予算施策 14 精神保健福祉対策の推進

予算事項名	担当課
精神障害者医療費	健康増進課
高次脳機能障害支援普及事業費	〃
精神科救急医療システム整備費	〃
地域精神保健福祉対策促進事業費	障害福祉課

(3) 施策 23 地域福祉を支える環境づくり

<p>〔施策の目標〕</p> <p>もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい。</p> <p>〔主な取組み〕</p> <p>① 地域で活躍する人材の育成</p> <p>地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図る。</p> <p>② 質の高い福祉サービスの提供</p> <p>地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着化を推進する。</p> <p>また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努める。</p> <p>③ 社会福祉施設等の整備促進</p> <p>地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図る。</p> <p>④ 福祉コミュニティへの参画促進</p> <p>地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進する。</p>
---

<平成25年度主な事業>

予算施策 1 保健福祉施策の推進（総括）

予算事項名	担当課
福祉関係事務所維持管理費	保健福祉課
社会福祉統計事務費	〃

予算施策 11 地域とともに進める福祉社会づくり

予算事項名	担当課
総合社会福祉会館管理運営費	保健福祉課
愛媛県社会福祉大会補助金	〃
社会福祉施設整備基金積立金	〃
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	〃
生活福祉資金貸付事業費	〃
民生児童委員・主任児童委員費	〃
「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業費	〃
福祉・介護人材確保緊急支援事業費	〃
外国人介護福祉候補者学習支援事業費	〃
社会福祉施設職員等退職手当共済給付事業費	〃
地方社会福祉審議会費	〃
社会福祉法人等指導監督費	〃
生活安定資金管理費	〃
福祉サービス利用支援推進事業費	〃
福祉人材センター運営事業費	〃

予算施策 16 医療・介護保険制度の円滑な運営

予算事項名	担当課
介護職員等たん吸引等研修事業費	長寿介護課

予算施策 17 公的扶助・生活援護の確保

予算事項名	担当課
生活困窮者支援対策等事業費	保健福祉課
扶助費	〃
被爆者対策費	健康増進課
ハンセン病療養所入所者社会復帰支援事業費	〃
傷痍軍人大会補助金	長寿介護課

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 (生活困窮者支援分)	保健福祉課
慰霊事業費	長寿介護課
ハンセン病回復者福祉向上事業費	健康増進課
行旅死亡人取扱費	保健福祉課
旧軍関係調査等援護事務費	長寿介護課
戦没者遺族・戦傷病者援護事務費	〃
弔慰金等特別給付金支給事務費	〃
慰霊塔維持管理費	〃
遺族援護費	〃
愛媛県戦没者追悼式開催事業費	〃
旧軍人軍属等相談事業費	〃
中国帰国孤児等定着自立促進事業費	〃
医療費等審査及び支払費	保健福祉課
生活保護業務費	〃
ハンセン病福祉事業費	健康増進課

#### (4) 施策 24 生涯を通じた心と体の健康づくり

##### 〔施策の目標〕

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい。

##### 〔主な取組み〕

##### ① 県民参加型の健康づくり

栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ（喫煙）など、重点テーマを定めて健康づくりキャンペーンを実施するなど、県民参加型の健康づくり運動を展開し、県民一人ひとりの健康に対する意識を高める。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育を推進する。

##### ② 生活習慣病に対する自発的取組みの促進

健康的な生活習慣を身に付けるため、積極的な情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図る。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施する。

##### ③ 歯と口腔の健康づくり

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行

うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進する。

④ 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努める。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進する。

⑤ 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組む。

<平成25年度主な事業>

予算施策 1 保健福祉施策の推進（総括）

予算事項名	担当課
保健所維持管理費	保健福祉課
保健所運営事務費	〃
衛生統計調査事業費	〃

予算施策 2 生涯を通じた健康づくりの推進

予算事項名	担当課
生活習慣病予防総合支援事業費	健康増進課
県民健康づくり運動推進事業費	〃
歯と口腔の健康づくり推進費	〃
健康寿命延伸キャンペーン推進事業費	〃
壮・中年期歯科検診促進「中予モデル」構築事業費	中予地方局 健康増進課
栄養指導業務推進事業費	健康増進課
国民健康・栄養調査費	〃



予算施策 3 感染症対策の推進

予算事項名	担当課
結核医療費	健康増進課
予防接種健康被害者救済給付費	〃
肝炎治療特別促進事業費	〃
結核児療育給付費	〃
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金積立金	〃
結核対策事業費	〃
学校結核検診費	〃
特定感染症指定医療機関運営費	〃
一般防疫対策費	〃
エイズ対策推進費	〃
感染症発生動向調査事業費	〃
病原性大腸菌O157 検査費	〃
予防接種センター事業費	〃
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金返還金	〃

予算施策 4 難治性疾患等対策の推進

予算事項名	担当課
特定疾患対策費	健康増進課
難病団体育成費	〃
難病患者支援事業費	〃

予算施策 5 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

予算事項名	担当課
在宅歯科診療設備整備事業費	医療対策課
在宅歯科医療連携室整備事業費	〃
歯科医療安全管理体制推進特別事業費	〃
在宅緩和ケア推進モデル事業費	〃
がん患者・家族支援推進事業費	〃
町なかがん患者サロン運営事業費	〃

予算施策 14 精神保健福祉対策の推進

予算事項名	担当課
心と体の健康センター管理費	健康増進課
地域自殺対策緊急強化基金積立金	〃
地域自殺対策緊急強化事業費	〃
ひきこもり対策推進事業費	〃
地域自殺予防情報センター運営事業費	〃
心のケアチーム体制整備事業費	〃
精神保健関係審査会費	〃
精神保健事業費	〃
精神保健福祉法施行事務費(健康増進課分)	〃
精神保健福祉法施行事務費(障害福祉課分)	障害福祉課
心と体の健康センター運営費	健康増進課

(5) 施策 25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

〔施策の目標〕

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい。

〔主な取組み〕

① 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努める。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築する。

併せて、医療従事者の離職防止と復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営を支援するとともに、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備に努める。

② 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進める。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立する。

③ 切れ目のない医療提供体制の整備

初期医療から、入院を主体とする二次医療、高度・特殊・専門的な医療を担う三次医療に至るまで、重層的な医療提供体制の整備を推進するとともに、医療連携の円滑化や診療の継続性の確保、効率化が期待される地域連携クリティカルパスや電子カルテ等の普及を強力に推進し、安心して質の高い医療が受けられる医療連携体制の整備を図る。

また、県内全ての二次医療圏における地域医療支援病院の整備等を推進するとともに、患者一人ひとりの在宅医療をサポートする体制の強化を図るなど、切れ目のない地域医療の提供に努める。

#### ④ 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県民医療の基幹病院として、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの機能の充実と集約により県内全域をカバーするとともに、屋上ヘリポートを整備するなど災害基幹拠点病院としての機能充実を図る。

また、それぞれの県立病院が県内地域医療の核として、一般医療の確保や二次・三次の救急医療の提供はもとより、がん疾患等の高度医療や骨髄移植等の特殊医療などの高度先進医療の提供に努めるとともに、地域に不足する医療の補完や医療レベルの確保を図るなど、県民医療の確保とさらなる質の向上に努める。

#### ⑤ 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組む。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、薬事法等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図る。

### <平成 25 年度主な事業>

#### 予算施策 1 保健福祉施策の推進（総括）

予算事項名	担当課
各種審議会費	医療対策課
保健師等指導事業費	〃

#### 予算施策 5 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

予算事項名	担当課
県立看護専門学校管理費	医療対策課
医療施設施設整備事業費	〃
医療施設設備整備事業費	〃
公立大学法人愛媛県立医療技術大学機能強化事業費補助金	保健福祉課
瀬戸内巡回診察船済生丸建造費等負担金	医療対策課

病院内保育施設整備事業費	〃
地域医療医師確保奨学金貸付金	〃
地域医療再生基金積立金	〃
看護職員修学資金貸付金	〃
産科医等確保支援分娩手当補助金	健康増進課
地域医療再生学講座等設置事業費	医療対策課
がん対策強化推進費(医療対策課分)	〃
がん対策強化推進費(がん検診実態把握事業)	健康増進課
がん対策強化推進費(がん対策推進員活動促進事業)	〃
がん対策強化推進費(地域がん登録推進事業)	〃
新型インフルエンザ等対策事業費	〃
へき地医療対策費	医療対策課
へき地医療支援事業費	〃
自治医科大学負担金	〃
医師確保対策推進事業費	〃
地域医療学講座設置事業費	〃
保健医療計画推進事業費	〃
ふるさと愛媛医療再生ネットワーク事業費	〃
医療圏別地域医療連携構築事業	〃
地域医療体制確保医師派遣事業費	〃
臨床研修医確保対策事業費	〃
地域医療連携支援ネットワーク構築事業費	〃
医師育成キャリア支援事業費	〃
医療クランク養成支援事業費	〃
看護師等養成所運営費補助金	〃
看護師等支援事業費	〃
看護師等研修事業費	〃
看護師等育成強化事業費	〃
公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費	保健福祉課
保健医療対策推進事業費	〃
医療施設等調査指導費	医療対策課
衛生検査所精度管理専門委員会費	〃
県立看護専門学校運営費	〃

予算施策 6 医薬品等の安全確保と試験研究機能の充実

予算事項名	担当課
薬事費	薬務衛生課
麻薬等指導取締費	〃
毒劇物及び家庭用品衛生指導費	〃
温泉指導費	〃
衛生試験費	〃
薬物乱用対策事業費	〃
血液製剤国内自給献血推進費	〃
薬事調査費	〃
医薬品登録販売者試験費	〃

予算施策 16 医療・介護保険制度の円滑な運営

予算事項名	担当課
国民健康保険保険基盤安定事業費	医療保険室
国民健康保険財政調整交付金	〃
国民健康保険高額医療費共同事業負担金	〃
国民健康保険広域化等支援基金積立金	〃
国民健康保険市町共同事業支援事業費	〃

(6) 施策 26 救急医療体制の充実

<p>〔施策の目標〕</p> <p>どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい。</p> <p>〔主な取組み〕</p> <p>① 重層的な救急医療の提供</p> <p>市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防 災へりのドクターヘリの運用を行うなど、広域的な救急搬送体制の確立に努める。</p> <p>また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑 に機能する救急医療体制を構築する。</p> <p>② 救急搬送体制の充実</p> <p>救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が 行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を 促進するなど、救急搬送体制の充実を図る。</p> <p>③ 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備</p>
--

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努める。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図る。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努める。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図る。

#### ④ 災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努める。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組む。

#### ⑤ 救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したAEDの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努める。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図る。

### <平成25年度主な事業>

#### 予算施策 5 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

予算事項名	担当課
医療施設耐震化整備事業費	医療対策課
三次救急医療機能強化等施設整備事業費	〃
三次救急医療機能強化等設備整備事業費	〃
災害拠点病院等機能強化事業費	〃
地域ヘリポート整備支援事業費	〃
医療施設耐震化臨時特例基金積立金	〃
救急医療対策事業費	〃
広域災害・救急等医療情報システム運営費	〃
広域災害・救急等医療情報システム再構築事業費	〃

「愛媛の救急医療を守る県民運動」推進事業費	〃
消防防災ヘリコプター搭乗医師等確保事業費	〃
救急医療医師確保事業費	〃
休日夜間急患センター運営事業費	〃
災害拠点病院等施設整備事業費	〃

予算施策 6 医薬品等の安全確保と試験研究機能の充実

予算事項名	担当課
救急薬品供給費	薬務衛生課

(7) 施策 36 安心して産み育てることができる環境づくり

<p>〔施策の目標〕</p> <p>愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい。</p> <p>〔主な取組み〕</p> <p>① 未婚化・晩婚化対策の推進</p> <p>えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援のための各種イベントを県内全域で実施するとともに、各地域に配置した「愛結びコーナー」において独身男女の個別のお引合せを行う。</p> <p>また、お引合せ後は、ボランティアによるきめ細かな交際フォローを実施し、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消に努める。</p> <p>② 子どもを産みやすい環境づくり</p> <p>総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの連携強化により、周産期医療体制の機能を高め、地域の実情に応じた安全で安心できる周産期医療の提供に取り組む。</p> <p>③ みんなで支える子育て社会づくり</p> <p>子どもの自発的な成長を温かく見守りながら、地域住民みんなで子育てをサポートする運動を推進するとともに、子どもたちが関わり合い、育ち合う場や、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる子育て支援拠点の設置を促進する。</p> <p>また、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境のさらなる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努める。</p> <p>④ 幼保一体化への適切な対応</p> <p>質の確保された学校教育・保育の一体的提供などを目的として導入が検討されている幼保一体化については、国や県、基礎自治体の役割分担や財源問題などについて検討すべき</p>
--

課題も多いため、全国知事会等を通じて、国との議論を深めながら、愛媛の子育てに安心感が持てる制度として運用できるよう適切に対応し、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの拡充や、質の高い幼児教育の提供、児童の放課後対策等に努める。

⑤ 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催する。

また、児童相談所を核として市町との連携・協力体制の強化に努めるとともに、県や市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施し、児童虐待防止対策の充実を図る。

⑥ ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や子育て・生活支援に加え、母子家庭の母等の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努める。

<平成 25 年度主な事業>

予算施策 5 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

予算事項名	担当課
小児救急医療電話相談事業費	医療対策課
院内保育事業運営費補助金	〃

予算施策 8 地域全体での子育て支援体制の確立と充実

予算事項名	担当課
特別保育等事業費	子育て支援課
子育て支援緊急対策事業費	〃
児童手当制度実施事業費	〃
産休等代替職員設置事業費	〃
えひめこどもの城運営費	〃
児童福祉施設等整備事業費	〃
安心こども基金積立金	〃
認可外保育施設児童育成支援事業費	〃
えひめ結婚支援センター運営事業費	〃
地域子育て活動支援事業費	〃
高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費	〃



放課後児童健全育成事業費	〃
保育行政・保育所指導費	〃
保育士登録事業費	〃
次世代育成支援対策推進事業費	〃

予算施策 9 児童、ひとり親家庭、女性の保護と自立の促進

予算事項名	担当課
児童福祉施設入所措置費	子育て支援課
母子家庭医療費公費負担事業費	〃
児童扶養手当支給事業費	〃
愛媛母子生活支援センター運営費	〃
災害遺児福祉手当制度費	〃
えひめ学園運営費	〃
児童相談所運営費	〃
愛媛県母子寡婦福祉大会補助金	〃
母子・父子家庭小口資金貸付金	〃
母子寡婦福祉資金特別会計繰出金	〃
母子家庭等自立支援事業費	〃
里親指導調査費	〃
母子自立支援員設置費	〃
児童家庭支援センター運営事業費	〃
児童相談所活動事業費	〃
母子家庭等就業・自立支援センター運営費	〃

予算施策 10 母子保健医療の充実

予算事項名	担当課
小児慢性特定疾患治療研究費	健康増進課
乳幼児医療給付費	〃
不妊治療助成事業費	〃
妊婦健康診査支援事業費	〃
身体障害児育成医療給付費	〃
未熟児養育医療給付費	〃
妊婦健康診査臨時特例基金積立金	〃
先天性代謝異常等対策費	〃
周産期医療対策強化事業費	〃
思春期精神保健相談事業費	〃
生涯を通じた女性の健康支援事業費	〃
小児慢性特定疾患児支援相談事業費	〃

(意見) 予算施策「地域全体での子育て支援体制の確立と充実」の予算配分について

保健福祉部の予算施策に「地域全体での子育て支援体制の確立と充実」が掲げられている。施策の目標は、「保育サービスの充実、児童の健全育成、ネットワークづくり等による地域全体で子育てを支援する体制の整備」である。これまでの取組みとして、保育対策については、通常保育に加え、一時預かりなど多様な保育ニーズに対応した支援を行うとともに、保育士等の育成に努めている。また、児童の健全育成については、「えひめこどもの城」を中核として、県内児童館の整備促進や活動強化に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援の面からも重要で、住民ニーズの高い放課後児童クラブの設置促進を図っている。さらにネットワークづくりについては、「えひめ結婚支援センター」における事業等を通じて、企業や関係団体等と協働・連携を図り、支援体制の確立に努めているとのことである。

以下は、平成 25 年度の「地域全体での子育て支援体制の確立と充実」の予算施策評価表の構成事業の見直し結果及び予算負担区分を表したものである。

事業名	平成 25 年度	総合評価 (部局の評価)	平成 26 年度	負担区分
	予算額 (千円)		当初予算額 (千円)	
特別保育等事業費	259,859	このまま継続	267,525	国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3
子育て支援緊急対策事業費	1,134,012	このまま継続	925,688	安心こども基金
児童手当制度実施事業費	3,391,523	このまま継続	3,438,356	国 2/3, 県 1/6, 市町 1/6 ただし、3歳未満の被用者は、 国 16/45, 事業主 7/15, 県 4/45, 市町 4/45
産休等代替職員設置事業費	5,617	このまま継続	5,609	
えひめこどもの城運営費	206,103	このまま継続	201,304	ほとんど県費
児童福祉施設等整備事業費	14,336	このまま継続	55,787	国 1/3, 県 1/3, 実施主体 1/3
VYS 大会補助金	200	このまま継続	200	
安心こども基金積立金	2,874	このまま継続	714,921	子育て支援対策臨時特例交付金

認可外保育施設児童育成支援事業費	8,864	このまま継続	8,810	①認可外保育施設健康支援事業 国庫補助事業分（国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3） 県単独事業分（県 1/2, 市町 1/2） ②認可外保育施設終日対応型入所児童支援事業 国庫補助事業分（国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3） 県単独事業分（県 1/2, 市町 1/2） ③地方裁量型認定こども園運営費補助事業 県 1/2, 市町 1/2
えひめ結婚支援センター運営事業費	9,605	このまま継続	9,857	全額県費
地域子育て活動支援事業費	1,457	休止・廃止	0	
高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費	8,449	このまま継続	8,744	全額県費
放課後児童健全育成事業費	277,202	このまま継続	316,463	①放課後児童健全育成事業 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3 ②小規模放課後児童健全育成事業 県 1/3, 市町 2/3 ③放課後子ども環境整備事業 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3 ④放課後児童指導員等専門研修委託事業 国 1/3, 県 2/3
保育行政・保育所指導費	4,064	このまま継続	4,007	
保育士登録事業費	3,124	このまま継続	3,025	
次世代育成支援対策推進事業費	317	拡大	3,617	
保育緊急確保事業費			1,173,536	国 1/3～3/4 県 1/8～1/3(市町 1/8～1/2)
地域少子化対策強化事業費			80,000	国 10/10
合計	5,327,606		7,217,449	

予算施策評価表において、施策の評価の県の関与の必要性として「高い」とした理由に次の記載がある。

①保育対策について、住民ニーズの高い一時預かりや延長保育など多様な保育サービスへの対応が十分でない部分がまだあるため、引き続き県が支援していく必要がある。

②放課後児童クラブについては、登録児童数の増加に伴う大規模クラブの分割、全国的に低い校区設置率の改善など、安心・安全な子育て環境の整備に向けて、今後も県が積極的に関与していく必要がある。

③その他に、地域における子育て支援体制等については、ネットワークが不十分な面があり、民間等との協働を図りながら、子育て支援団体等の取組みを積極的に促していく必要がある。

上表より、県費のみの県独自の事業で予算配分が多い事業に「えひめ結婚支援センター運営事業費」及び「高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費」が挙げられるが、これが施策目標の「保育サービスの充実、児童の健全育成、ネットワークづくり等による地域全体で子育てを支援する体制の整備」に合致する事業であるのだろうか。結婚のお相手探しは、民間でもできるサービスであり、あえて県が実施する必要があるのか、個別事業予算でも指摘している。また、「高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費」については、本来であれば、先進事例が他の都道府県の市区町村においても実施済みのものがある事業についても、わざわざモデル開発のために複数年にわたって県費を投入する必要性については理解できないし、必要であるならば各市町が個別で実施すればよい事業であったと考えられる。

県費投入の必要性について上記①～③においてなされている説明の趣旨を考慮すれば、県費を投入すべき事業は他にあるのではないだろうか。例えば、現状で十分とは言えない①保育サービス②放課後児童クラブの充実などへの県費投入こそが、この施策の本来の趣旨に沿ったものであると考えられる。

限られた予算の中で、何が優先され何を削るべきか、予算配分について現状ありきの思考ではなくゼロベースの思考に立ち返って、新たな視点でもう一度見直してみる姿勢が求められる。

### 3. 第6次愛媛県地域保健医療計画の概要

#### 第1章 計画の基本的事項

##### 1 計画の性格

- 医療法第30条の4第1項に基づく「医療計画」として策定
- 本県の保健医療施策の基本指針であり、県長期計画を保健医療の面から推進するもの
- 保健医療機関・団体、市町に対しては、施策の方向を示す指針となるもの

##### 2 計画の期間

平成25年度を初年度とする平成29年度までの5年間

##### 3 計画の基本理念

1. 必要な地域医療の確保
2. 医療機能の分化・連携の推進
3. 患者本位の医療の実現
4. 健康で安全な地域社会の確立
5. 地域包括ケアシステムの構築

##### 4 計画推進の体制と役割

県民の参加と協力のもと、行政、大学、関係団体、医療機関等が連携して、計画の具体化を進める。

##### 5 目標の達成状況等の分析及び評価

計画における目標については、少なくとも5年ごとに調査、分析、評価を行う。

#### 第2章 保健医療の現状

1. 人口等の状況 人口、出生、死亡
2. 入院患者の状況 受療の状況、傷病の状況、圏域間流動の状況
3. 医療施設の状況 病院、一般診療所、歯科診療所、薬局

#### 第3章 保健医療圏の設定と病床の整備

##### 1 保健医療圏の設定

一次保健医療圏

- 市町を単位とした地域
- 日常医療に密着した、頻度の高い医療需要に対応する区域

二次保健医療圏

- 宇摩、新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島の6圏域
- 一般の入院医療に対応する区域

三次保健医療圏

- 県全域（サブ圏域 東予、中予、南予）、高次の医療需要に対応する区域

##### 2 基準病床数

- 療養及び一般病床

宇摩圏域 573床、新居浜・西条圏域 2,272床、今治圏域 1,491床

松山圏域 8,113床、八幡浜・大洲圏域 1,249床、宇和島圏域 1,467床

合計 15,165床

- 精神病床 4,569 床
- 結核病床 54 床
- 感染症病床 28 床

## 第 4 章 医療提供体制の現状、目標及び整備方針

### 1 基本的考え方

限られた医療資源を有効に活用し、地域の中で切れ目のない医療を提供できる体制を整備するため、医療機関の機能分担と連携、地域連携クリティカルパスの導入、在宅医療の充実、かかりつけ医の機能強化等を推進する。

### 2 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制の現状と課題、目標及び整備方針

#### (1) がん（主な取組み内容）

- がん診療連携推進病院の整備による医療提供体制及び診療連携の充実
- 地域連携クリティカル・パスの普及
- ピアサポートの充実

#### (2) 脳卒中（主な取組み内容）

- 二次医療圏ごとに急性期医療に対応できる体制の整備
- 急性期、回復期、維持期の各施設の円滑な機能連携体制整備

#### (3) 急性心筋梗塞（主な取組み内容）

- 東、中、南予地区ごとに急性期医療に対応できる体制整備
- 在宅療養に向けた救急医療機関と地域かかりつけ医の連携体制整備
- 再発予防の教育等を提供できる体制整備

#### (4) 糖尿病（主な取組み内容）

- 専門職種との連携による食生活指導や運動指導ができる体制整備
- 眼科、歯科、人工透析の実施可能な医療機関と糖尿病の専門的治療機関が連携して治療を実施する体制の整備

#### (5) 精神疾患（主な取組み内容）

- 保健、医療、福祉等の連携による社会復帰支援体制の整備
- うつ病における一般かかりつけ医の診断力の向上及び精神科医との連携を促進するための継続した体制整備

#### (6) 救急医療（主な取組み内容）

- 初期、二次、三次救急の機能分化の周知徹底
- 三次救急医療体制における医療施設・設備の充実や専門医の確保等の機能強化

#### (7) 災害医療・緊急被ばく医療（主な取組み内容）

- 災害拠点病院の機能強化
- 緊急被ばく医療の実施に必要な施設、設備、資機材等の整備

#### (8) へき地医療（主な取組み内容）

- へき地診療所やへき地医療拠点病院における医療提供体制の確保
- へき地医療支援機構などによる診療支援体制の充実 など

#### (9) 周産期医療（主な取組み内容）

- 総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターとの連携強化
- 地域の医療機関との連携強化在宅療養に向けた支援体制の整備 など

- (10) 小児医療（主な取り組み内容）
  - 小児科医の確保・養成
  - 小児医療圏ごとの連携強化病院を中心とした協力体制の整備
- (11) 在宅医療（主な取り組み内容）
  - 在宅医療を担う医療機関の整備
  - 在宅チーム医療の体制の構築
  - 在宅での看取りに対応できる体制整備 など

### 3 公的医療機関等及び社会医療法人の役割

- 医師不足等地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、公的医療機関等の役割は重要であり、健全経営、医師不足への対応等の観点から、必要に応じてそのあり方を見直し、民間医療機関も含めた医療機関相互の機能分担と連携を進める。
- 社会医療法人は、収益業務等が認められる一方で、救急医療等の公益性の高い分野を担うものであり、本県でもその創設が期待される。

### 4 医療に関する情報の提供の推進

- 県民が適切な医療を自ら選択できる環境を整備するため、県は、医療機能情報提供制度の円滑な運営に努めるとともに、医療機関においても、正確な情報の提供や患者からの相談への対応に努める。
- 医療機関は、入院治療計画及び退院療養計画の説明、インフォームド・コンセント等患者に対する診療情報の積極的な提供を行うとともに、クリティカルパスや地域連携クリティカルパスの導入に努める。

### 5 薬局の役割

- 薬局は在宅医療に積極的に取り組むとともに、医薬品の供給拠点として、医療連携体制の中で積極的な役割を担うよう努める。
- 県民が薬局を適切に選択できるよう、県は薬局機能情報を適切に提供する制度を運営する。

### 6 医療の安全の確保

県は医療安全支援センターの体制強化を推進するとともに、医療機関は、医療法に基づき、院内感染対策や医薬品・医療機器の安全管理、医療機関内における医療事故の報告体制の整備など、適切な医療安全対策を講じるよう努める。

### 7 その他必要な対策

#### (1) 結核・感染症対策

- 結核に関する知識の普及、定期の健康診断の受診率向上、保健指導等により、早期発見・早期治療を促進するとともに、二次感染及び集団感染等の未然防止に努める。
- エイズに関する正しい知識を普及するとともに、保健所でのエイズの休日・夜間検査や迅速検査の周知等により早期発見を促進する。
- 新興感染症の世界的な続発に対応するため、保健所等の感染症対策の強化や県民への啓発に取り組むとともに、第一種感染症指定医療機関の指定を検討する。

#### (2) 臓器等移植対策

臓器提供等について正しい知識の普及啓発を図るとともに、健康保険証等への臓器提供意思表示欄の設置の呼びかけなど、県民が臓器提供の意思を表示しやすい環境を整備する。

### (3) 難病等対策

- 難病専用病床の確保に努めるとともに、地域ケアを支える関係機関の連携体制を整備し、包括的、総合的な保健、福祉サービスが提供される地域支援システムの構築を推進する。
- 難病患者に対する災害時支援体制の整備を推進する。

### (4) 歯科保健医療対策

地域における要介護高齢者等の歯科保健医療の確保に努めるとともに、8020 運動を基本に、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

### (5) リハビリテーション

- 多段階のリハビリテーションが、個々の患者の状態に応じて適切に行われるよう、患者に対するリハビリテーション実施計画の十分な説明、医療機関と居宅介護支援事業者との連携等を推進する。
- 回復期リハビリテーション病棟など、必要な機能や施設の整備を推進する。

### (6) 血液確保対策

愛媛県赤十字血液センターとの相互協力により、県内の医療機関で必要な血液を県内の献血により確保するとともに、若年者に対する献血の推進に重点的に取り組む。

### (7) 血液製剤の適正使用

県内医療機関に対し、国の指針等の周知を図り、血液製剤の適正使用を推進する。

### (8) 医療に関する情報化

電子カルテ、オーダーリングシステム等の導入により、医療施設内の情報化を推進するほか、診療情報や健診情報の電子化を推進し、保健医療サービスの分析・評価等を行う。

## 第5章 保健医療従事者の確保

### 1 医師

地域医療に従事する医師を確保するため、次の対策を推進する。

- 自治医科大学卒業医師の配置
- へき地医療医師確保奨学金制度・地域医療医師確保短期奨学金制度
- 愛媛大学「地域特別枠」に対する地域医療医師確保奨学金制度
- ドクターバンク事業の推進
- 医学生に対する臨床研修病院合同説明会の実施
- 地域医療実習の実施
- ドクタープール制度の実施
- 関係機関との連携の推進

### 2 歯科医師

歯科医師の地域的な偏在の解消に努めるとともに、障害児、寝たきり者に対する歯科医療など、地域の需要に対応できる歯科医療の充実を図る。

### 3 薬剤師

需給動向に注意しながら、薬剤師の安定的な確保に努めるとともに、薬学教育6年制の円滑な実施に努めるとともに、薬剤師の生涯研修体制の確立を図る。

### 4 看護職員

必要な看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護やがん看護など、専門的な看護に対応で



きる看護師の養成に努める。

#### 5 栄養士及び管理栄養士

患者のQOLの向上、食育、生活習慣病対策等の課題に対応するため、栄養士及び管理栄養士の一層の資質向上を図る。

#### 6 その他の保健医療従事者（理学療法士、作業療法士、臨床検査技師等）

需要に見合った適正数を確保し、資質の向上に努める。

### 第6章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組み

#### 1 保健・医療・介護・福祉の連携

地域の保健・医療・福祉の包括的なサービスが提供できるよう、行政機関と関係機関・団体などが有機的に連携する体制の構築に努める。

#### 2 新しい健康づくりの推進

「えひめ健康づくり 21」に基づき、健康づくりを推進するとともに、特定健診、特定保健指導の円滑な実施、食育の推進等に努める。

#### 3 母子保健福祉対策

子育ての負担感を緩和し安心して子育てのできる環境を整備するため、乳幼児医療費の負担軽減に努めるほか、子ども療育センターを拠点とする障害児総合支援体制の整備、発達障害児（者）への支援等に取り組む。

#### 4 高齢者保健福祉対策

可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを支援するほか、在宅で対応できない重度の要介護者の増加等に対応するため、特別養護老人ホームなど介護保険施設等の計画的な整備を推進する。

#### 5 障害者保健福祉対策

障害のある子供の早期発見や障害の進行を防止するためのフォローアップ体制の充実を図るなど、適切な医療や障害福祉サービス等障害者のライフステージに応じた保健・医療・福祉施策の充実に取り組む。

### 第7章 健康危機管理体制の構築

#### 1 健康危機管理体制

愛媛県危機管理計画や愛媛県健康危機管理マニュアルに基づき、人材の育成や機器整備、関係機関の連携強化、訓練等、健康危機管理体制の整備に努める。

#### 2 医薬品等の安全対策

医薬品等製造販売業者及び製造業者に対する監視指導に努めるとともに、薬局、医薬品販売業者に対し、新たな販売制度に円滑に移行し、消費者に対して、医薬品のリスクに応じた適正な情報提供が行われるよう監視指導を強化する。

#### 3 食品の安全対策

- 「えひめ食の安全・安心推進本部」の基本方針に基づき、県民に対する安全・安心な食品の提供に取り組む。
- 食品衛生監視機動班の監視分野の専門化を進め、監視指導體制と検査機能の強化を図るほか、HACCP（危害分析重要管理点）方式等による食品関係営業者の自主的衛生管理の推進、輸入食品監視体制の強化、牛海綿状脳症（BSE）に関する的確な情

報提供等に取り組む。

#### 4 生活環境衛生対策

- 特定建築物、公衆浴場等の多数集合施設に対する立入調査と適正指導に努める。
- 市町の実施する水道施設整備について、水道施設の耐震化促進や水道事業の統廃合の促進を助言する。
- 有害化学物質対策の推進を図る。

#### 5 その他の健康危機管理対策

関係者の連携体制により、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の未然防止と、円滑・的確な対応体制の整備を図る。

### 第8章 地域保健体制の整備

#### 1 市町保健センター

多様化する保健ニーズや新しい課題に対応するため、機能強化を図るとともに、特定健診・特定保健指導を円滑に実施するため、国保部門と衛生部門との協働をさらに推進する。

#### 2 保健所

地域における保健・医療・福祉の連携を促進するため、保健所の企画調整機能を強化するとともに、介護及び福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たせるよう努める。

#### 3 衛生環境研究所

健康危機の発生等に対応するため、検査機能の強化を図るとともに、四国4県の相互協定に基づく連携など、広域的な連携の強化を図る。

#### 4 心と体の健康センター

総合保健福祉センター内にある中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所との連携を図り、県民からの様々な相談に対し、ワンストップで総合的、効率的に相談支援を行う体制の整備を推進する。

#### 5 地域包括支援センター

地域包括支援センターが地域包括ケアシステムを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防事業を円滑かつ適切に実施していくため、センターの機能充実、強化を支援するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図る。

#### 4. 愛媛県健康・医療・福祉の現状と課題

愛媛県では、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できるよう、安全・安心で質の高い医療提供体制の充実に取り組んではいるが、人口減少及び高齢化の進行や、疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の保健医療に対する意識の高まりといった、著しい環境の変化に加え、近年、医師・看護職員等医療従事者の不足・偏在が深刻化するなど、救急医療をはじめとする地域に不可欠な医療の確保が困難になっている。

特に、人口の急速な高齢化が進む中、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病及び精神疾患の5疾病（以下「5疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業（以下「5事業」という。）及び在宅医療についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。こうした疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、そのために必要な人材の育成を継続的に行っていくことが重要となる。

しかし、本県の地域医療の現状を見ると、医師不足は深刻化し、地域によっては、へき地医療や救急医療の提供が困難になっているほか、小児科や分娩に対応する産科が不足するなど、地域医療の確保は憂慮すべき状況となっている。また、医療に対する人々のニーズも多様化・高度化しており、高度専門的な医療の提供をはじめ、身近な医療の確保、患者のQOL（生活の質）の向上、在宅医療の充実、チーム医療の推進、医療の安全の確保など、様々な課題に対応していく必要がある。

一方、安心して充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが大切である。県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」というセルフケアの意識をもって、自主的に健康づくりに取り組み、その取り組みが効果的に展開されるよう、家庭、地域、学校、企業、行政及び関係機関・団体などが一体となって支えることが重要となってくる。特に、生活習慣病予防については、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した保険者による特定健診・特定保健指導を着実に実施するなど、関係者の連携のもと、その円滑な推進を図る必要がある。また、感染症・薬物の混入・食中毒など県民の生命や健康を脅かす危機については、保健所・医療機関・行政・警察など関係機関が連携して未然防止に努めるとともに、万一発生した場合には、迅速で的確な対策により、被害の拡大防止や治療の提供が図られるよう、健康危機管理体制を整備して行かなければならない。

少子・高齢化が急速に進展する中で、全ての県民が生涯にわたって多様な社会活動に参加できる機会が確保され、高齢者や障害者、子どもたちも社会を構成する重要な一員として、共に生きがいをもって暮らせる社会づくりを推進することも重要である。

このため、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、退院時・入院時の医療と介護

の連携の強化を図り、在宅要介護者に対する医療サービスを確保するなど、地域において必要な医療サービスが提供されることが求められている。さらに、24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービス、サービス付き高齢者向け住宅など在宅サービス・居住系サービスを充実させるとともに、介護予防の推進や重度化予防のためのリハビリテーションの充実を図るほか、認知症の早期診断・対応体制の確立や認知症にふさわしいサービスの普及を図るなど認知症対応を推進することも求められている。

以上のような基本認識の下、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に県も積極的に取り組んでいる。

本県における65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日現在（平成22年国勢調査・確定値）で378,591人、県民人口（年齢不詳のものを除く。）に占める割合（高齢化率）は26.6%だが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成19年5月推計）によると、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）が65歳以上となる平成27年には約421千人に急増するほか、高齢者人口がピークを迎える平成32年には約439千人、高齢化率は33.2%と、県民人口のほぼ3人に1人が高齢者となる見込みとなっている。

このように本県の高齢化が急速に進展する中で、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者の多くを占める元気な方が、これまで培った豊かな知識や経験等を活かして、引き続き地域の中で活躍できるための環境整備が重要となる。一方、高齢単身・夫婦のみ世帯や要介護認定者、認知症高齢者等の増加も見込まれることから、こうした方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者を地域ぐるみで支え合う体制の整備が求められている。さらには、介護保険制度は高齢期を支える制度として定着はしてきたが、サービス利用者の増加に伴い、費用負担も急速に増加しており、制度の持続性を維持しつつ、サービスの質の確保・向上のための取組みが課題となっている。

また、障害者については、県では、昭和57年に「心身障害者福祉対策長期指針」、平成7年及び平成17年に「愛媛県障害者計画」を策定し、障害保健福祉の諸施策の基本的な取り組み方向を示すとともに、平成10年及び平成15年に策定した「愛媛県障害者施策重点実施計画」（県版障害者プラン）において、重点的に実施すべき事業の具体的な整備目標を定め、障害保健福祉施策を推進してきている。

このような中、平成18年4月から施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成24年法律第51号により平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題。以下同じ。）では、障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指している。

県においても、すべての人がともに暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障害保健福祉施策の推進を図っているところであり、障害福祉サービスや相談支援、地域生

活支援事業等を提供する体制を計画的に整備する必要があることから、障害者自立支援法に基づき、平成19年3月に第1期愛媛県障害福祉計画（計画期間：平成18年度～20年度）を、また、平成22年3月には、第2期愛媛県障害福祉計画（計画期間：平成21年度～23年度）を策定してきた。

本県の人口は、2013年10月時点で1,404,778人となり、年々減少している。また、国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に公表した将来推計人口資料によると、約30年後の2040年には1,074,618人まで減少する見込みである。人口減少の大きな要因は自然減であり、2013年の本県の出生数は10,759人と戦後最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況が続いている。

少子化の主たる要因としては、未婚化・晩婚化・晩産化の進行が指摘されている。県の生涯未婚率は、2010年に男性が18.72%、女性が10.69%となり、現在は男性の5人に1人、女性の10人に1人が生涯未婚となっている。

また、全国調査によると、女性が理想の子ども数を持とうとしない最も大きな理由は、子育てや教育にお金がかかりすぎるからとなっていて、6割を超えている。

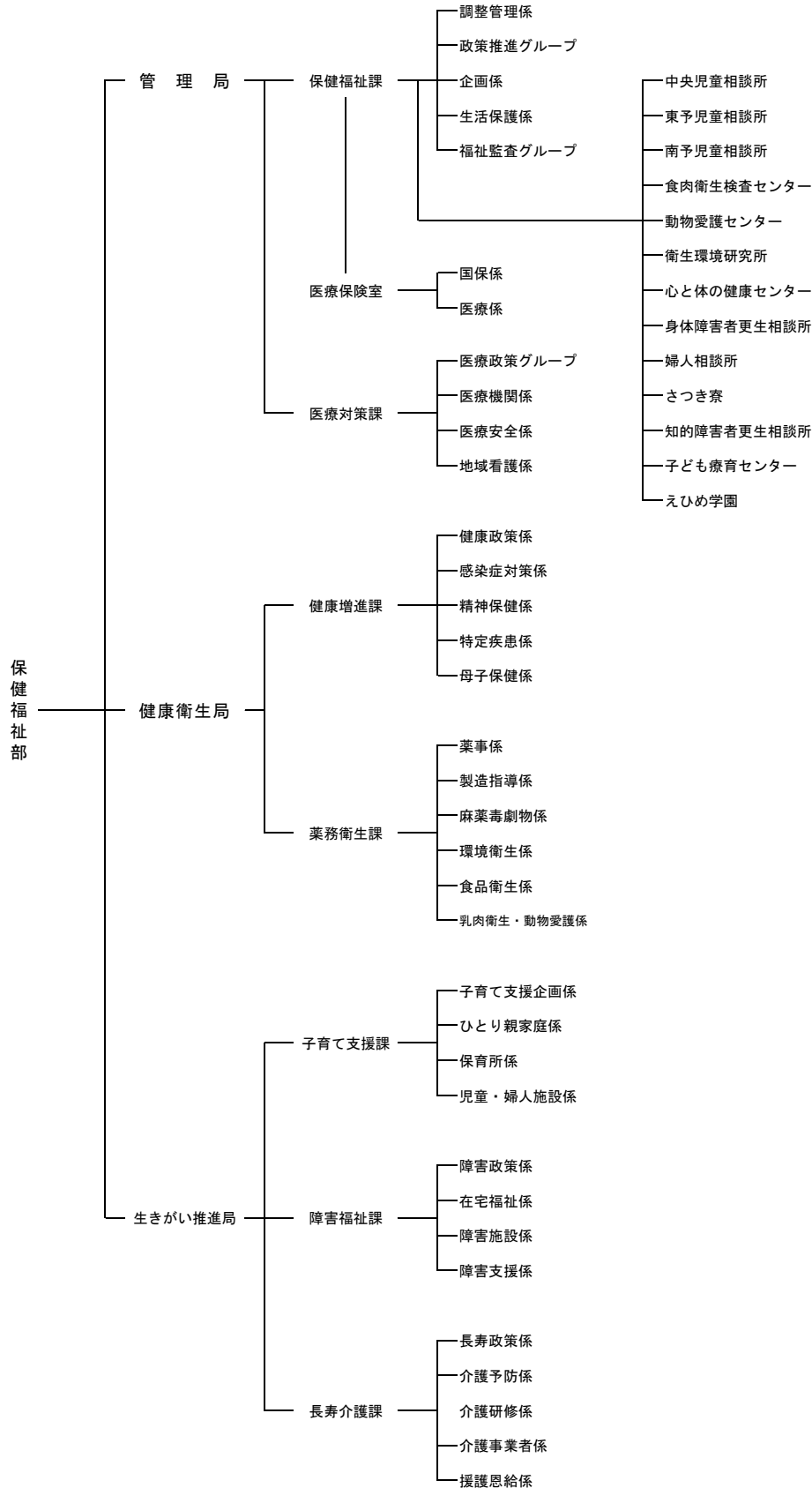
次いで、晩婚化・晩産化を背景とする高齢出産の回避、育児の心理的・肉体的負担などとなっている。

このような総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられ、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来すことも考えられる。その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどまで懸念される。

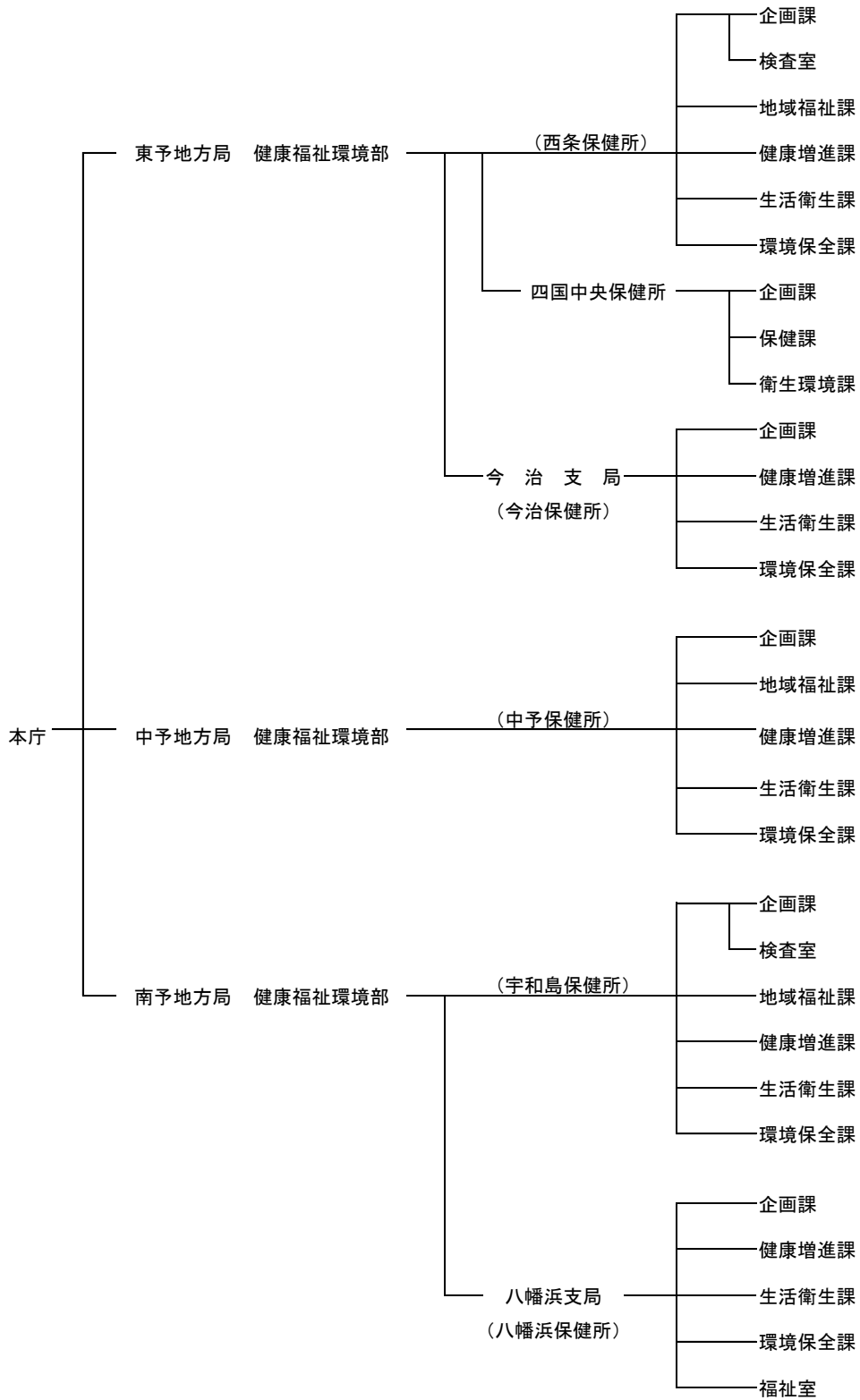
## 5. 平成26年度愛媛県保健福祉部・公営企業管理局の組織と職務分掌概要

### (1) 組織図

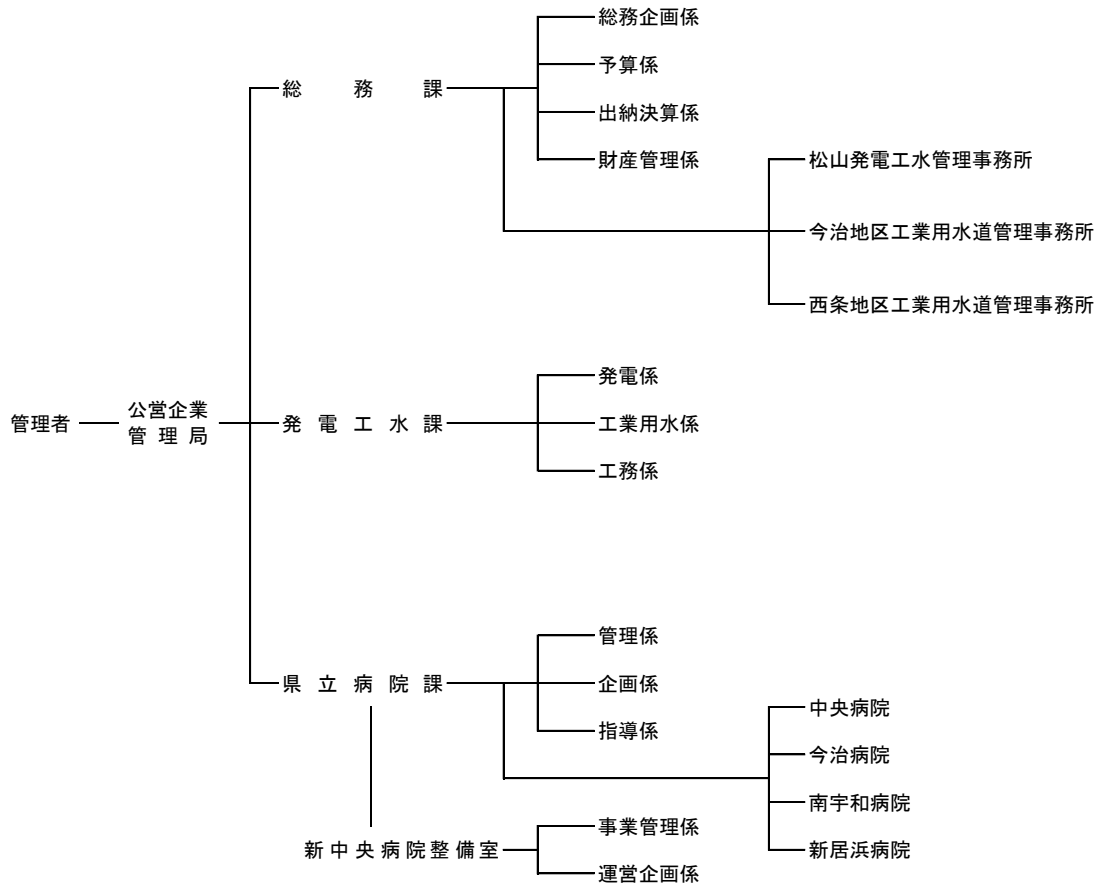
保健福祉部関係組織図



地方局組織図

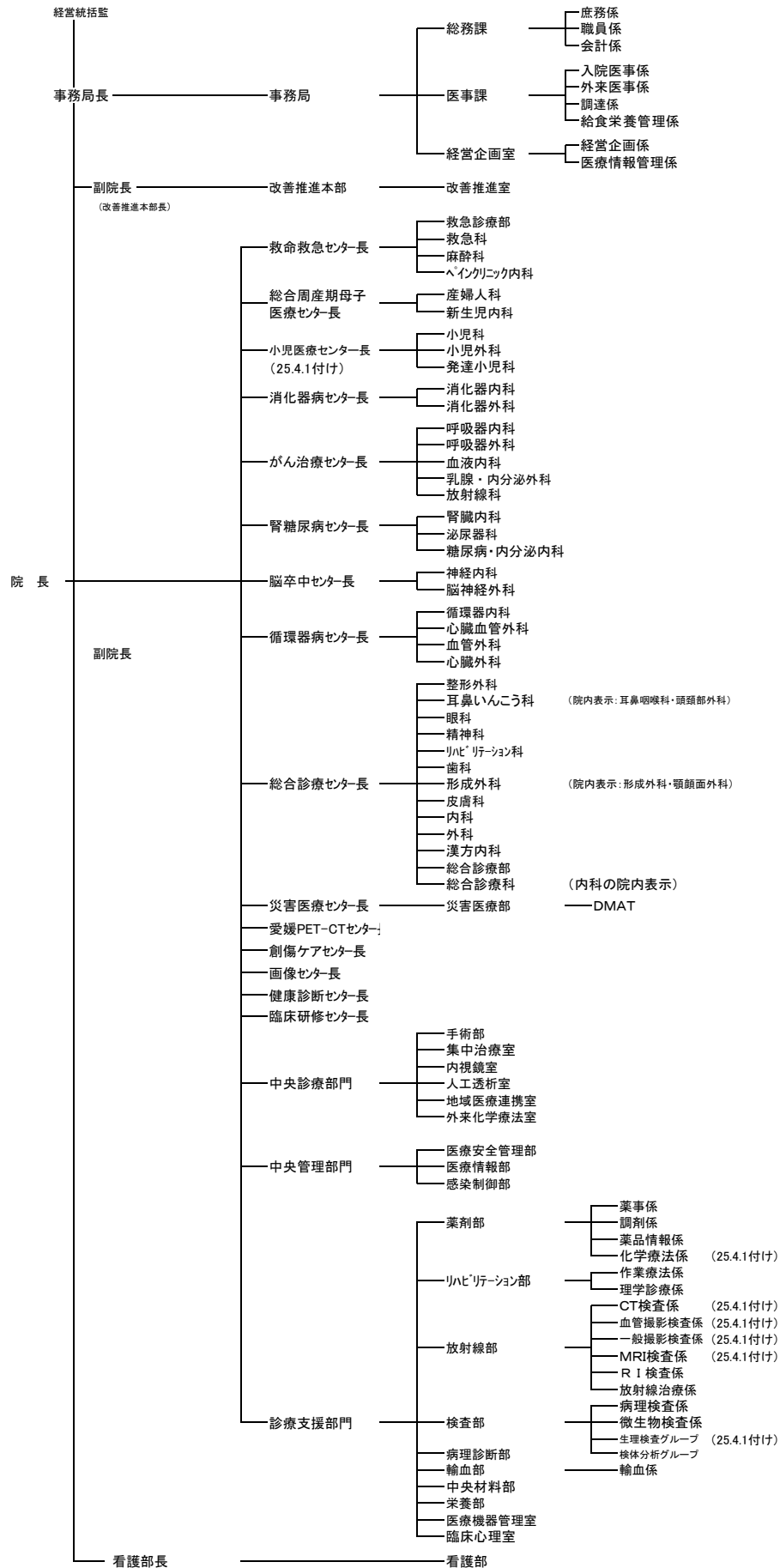


公営企業管理局関係組織図

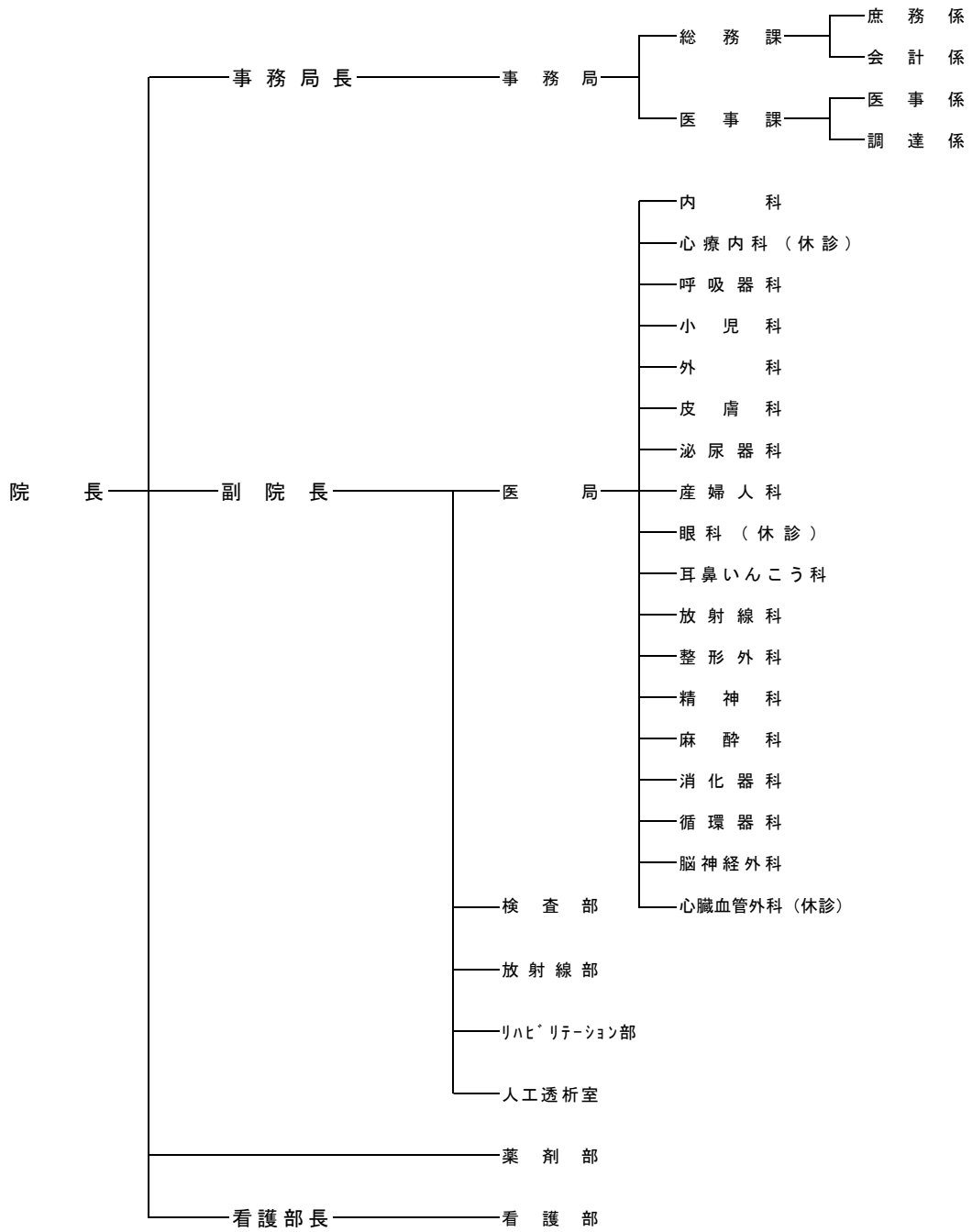




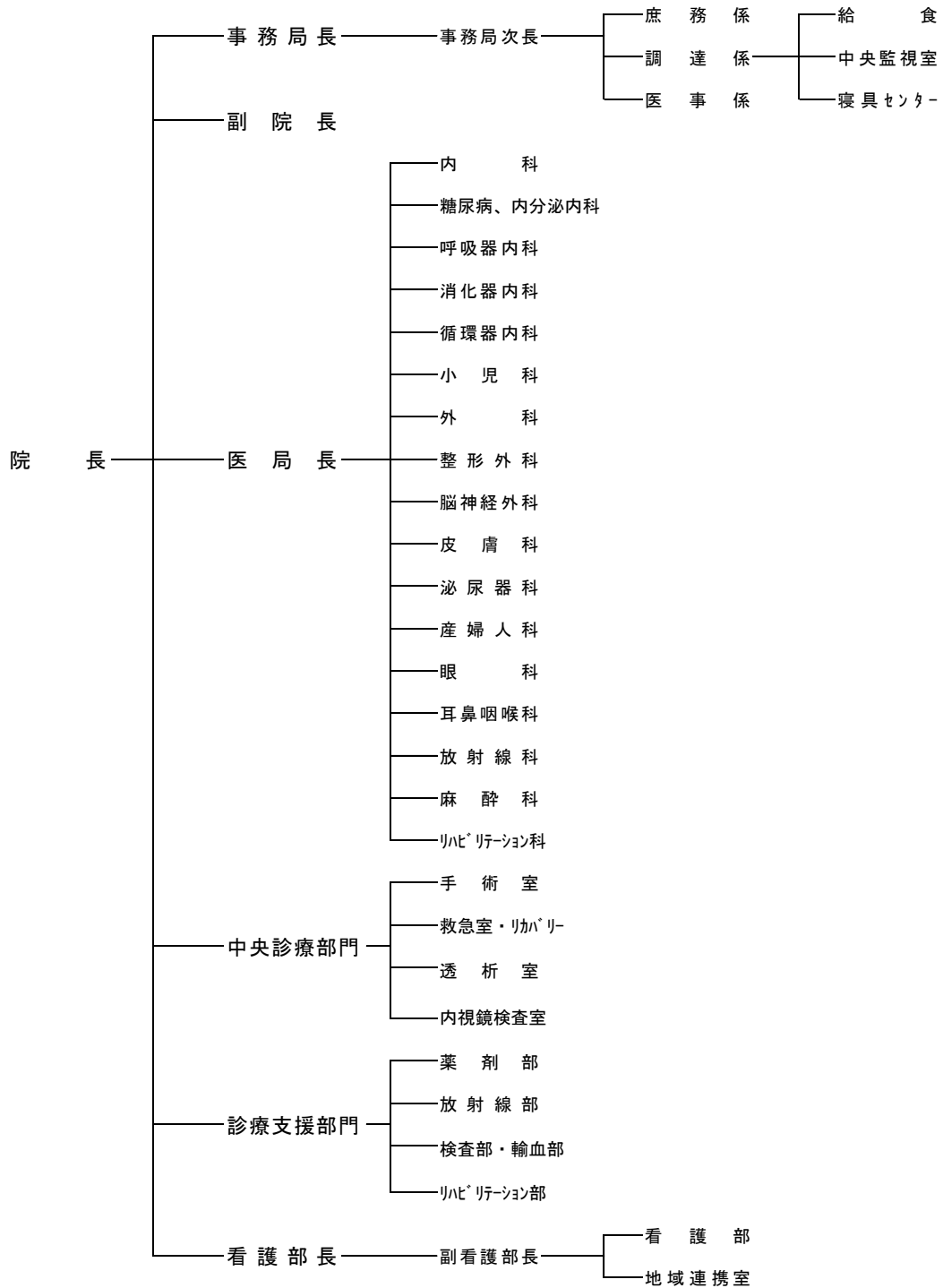
愛媛県立中央病院



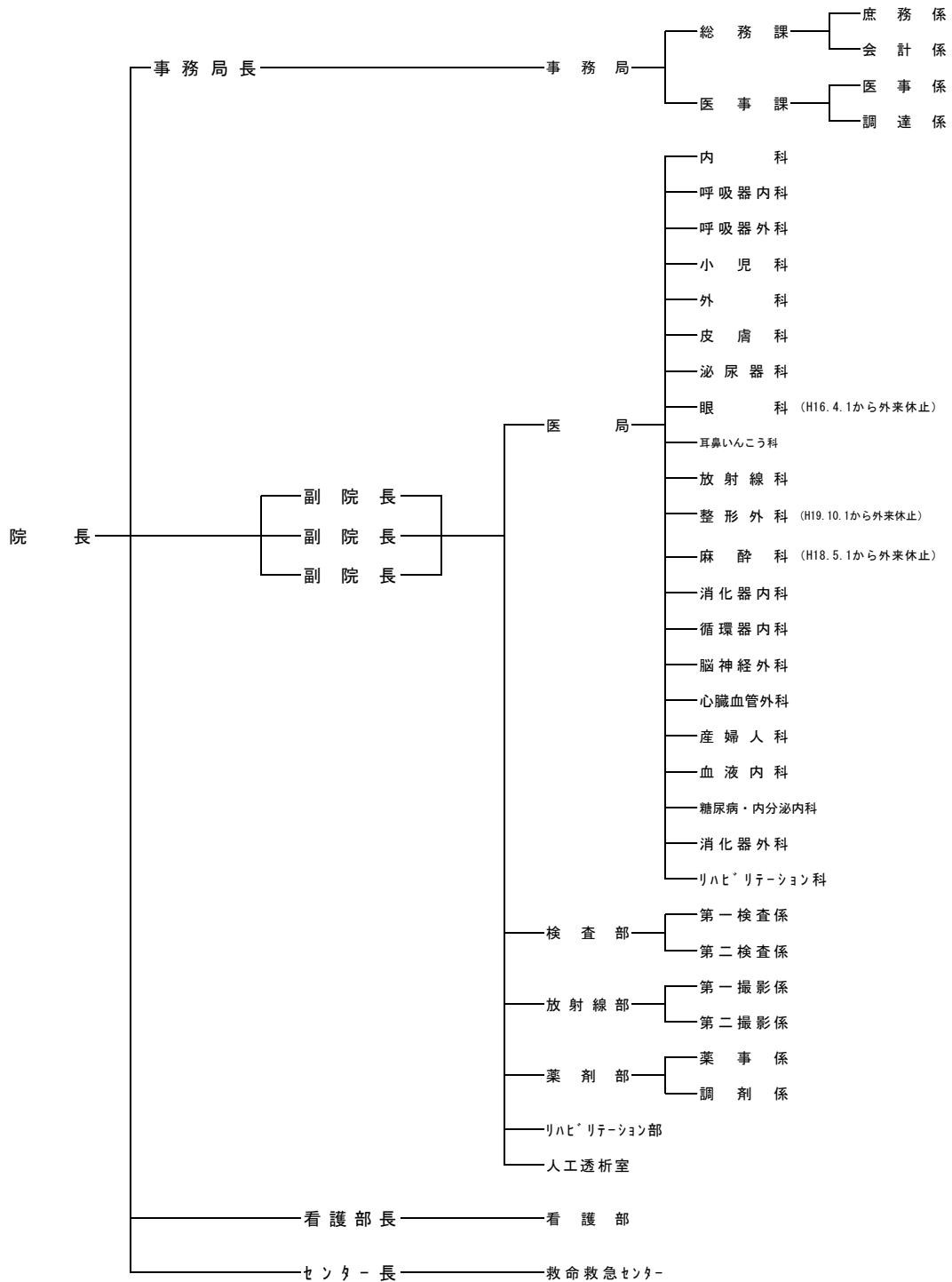
愛媛県立今治病院



愛媛県立南宇和病院



愛媛県立新居浜病院



## (2) 職務分掌

管理局	保健福祉課	調整管理係	(1) 部内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関する事。
		政策推進グループ	(1) 部内の予算及び経理に関する事。
		企画係	(1) 保健福祉の総合企画、調査及び調整に関する事。 (2) 地域保健の推進に関する事。 (3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び社会福祉統計に関する事。 (4) 社会福祉法人及び社会福祉関係団体に関する事。 (5) 民生委員に関する事。 (6) 災害救助及び被災者の援護に関する事。 (7) 低所得者の援護に関する事。
		生活保護係	(1) 生活保護に関する事。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
		福祉監査グループ	(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。
	医療保険室		(1) 国民健康保険に関する事。 (2) 後期高齢者の医療に関する事。 (3) 医療費適正化計画に関する事。
	医療対策課	医療政策係	(1) 地域保健医療計画に関する事。 (2) 保健医療対策協議会に関する事。 (3) がん対策に関する事。 (4) 救急に関する事。 (5) 医師確保対策に関する事。 (6) へき地医療に関する事。 (7) 自治医科大学に関する事。 (8) 医学部に係る協力推進及び連絡調整に関する事。
		医療機関係	(1) 病院、診療所の許可、指導監督に関する事。 (2) 病院等の広告規制に関する事。 (3) 医療審議会に関する事。 (4) 医療法人の許可、指導監督に関する事。 (5) 公益法人の指導、監督に関する事。 (6) 臓器移植に関する事。 (7) 災害医療に関する事。 (8) 医療情報の提供に関する事。
		医療安全係	(1) 医療法に基づく立入検査に関する事。 (2) 医師、歯科医師等医療従事者の免許に関する事。 (3) 「患者の声相談コーナー」に関する事。 (4) 衛生検査所に関する事。 (5) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復の施術所に関する事。
		地域看護係	(1) 看護職員の業務指導、研修、需給に関する事。 (2) 看護師養成所に関する事。 (3) 看護職員免許及び受胎調節実地指導員の免許に関する事。 (4) 看護職員修学資金貸与事業に関する事。 (5) 看護関係団体に関する事。 (6) ナースセンター事業に関する事。 (7) 准看護師に関する事。 (8) 県立看護専門学校に関する事。

健康衛生局	健康増進課	健康政策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりの推進に関する事。</li> <li>(2) 健康増進事業の推進に関する事。</li> <li>(3) 県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に関する事。</li> <li>(4) 食育推進計画に関する事。</li> <li>(5) 栄養関係事業の推進に関する事。</li> <li>(6) 栄養士免許及び栄養関係の表彰に関する事。</li> <li>(7) 歯科保健事業の推進に関する事。</li> <li>(8) 生活習慣病対策（たばこ対策を含む）に関する事。</li> <li>(9) 地域がん登録事業に関する事。</li> </ul>
		感染症対策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 結核予防法の施行に関する事。</li> <li>(2) 結核医療費に関する事。</li> <li>(3) 結核発生动向調査事業に関する事。</li> <li>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。</li> <li>(5) 感染症医療費に関する事。</li> <li>(6) 感染症指定医療機関に関する事。</li> <li>(7) 感染症流行予測調査事業に関する事。</li> <li>(8) 感染症発生动向調査事業に関する事。</li> <li>(9) 予防接種法の施行に関する事。</li> <li>(10) 感染症の集団発生や災害時の防疫に関する事。</li> <li>(11) 後天性免疫不全症候群に関する事。</li> <li>(12) ハンセン病療養所入所者の支援に関する事。</li> <li>(13) 新型インフルエンザ対策に関する事。</li> <li>(14) 肝炎治療特別促進事業に関する事。</li> </ul>
		精神保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事。</li> <li>(2) 心と体の健康センターの管理・運営に関する事。</li> <li>(3) 精神科病院の整備及び指導に関する事。</li> <li>(4) 精神科救急医療システムの整備・運営に関する事。</li> <li>(5) 精神医療審査会に関する事。</li> <li>(6) 通院医療費公費負担に関する事。</li> <li>(7) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。</li> <li>(8) 措置入院等に関する事。</li> <li>(9) 精神保健福祉協会に関する事。</li> <li>(10) 精神保健事業に関する事。</li> <li>(11) 自殺対策に関する事。</li> <li>(12) 高次脳機能障害者の支援に関する事。</li> <li>(13) 認知症疾患医療センターに関する事。</li> </ul>
		特定疾患係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被爆者対策に関する事。</li> <li>(2) 毒ガス障害者対策に関する事。</li> <li>(3) 特定疾患治療研究事業に関する事。</li> <li>(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事。</li> <li>(5) 難病医療等ネットワーク整備事業に関する事。</li> <li>(6) 難病相談・支援センターに関する事。</li> <li>(7) 愛媛県難病医療連絡協議会に関する事。</li> <li>(8) 難病患者地域ケア推進事業に関する事。</li> <li>(9) スモン患者、はり、きゅう及びマッサージ治療研究事業に関する事。</li> <li>(10) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業に関する事。</li> <li>(11) 難病患者団体及び被爆者団体に関する事。</li> <li>(12) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業に関する事。</li> </ul>
		母子保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健法及び児童福祉法（母子保健関係）の施行に関する事。</li> <li>(2) 母子保健法及び児童福祉法に基づく医療給付に関する事。</li> <li>(3) 乳幼児医療給付に関する事。</li> <li>(4) 不妊治療の助成に関する事。</li> <li>(5) 先天性代謝異常検査等に関する事。</li> <li>(6) 周産期医療対策の強化推進に関する事。</li> <li>(7) 生涯を通じた女性の健康支援事業に関する事。</li> <li>(8) 思春期精神保健相談事業に関する事。</li> <li>(9) ファミリーハウスあいの運営に関する事。</li> <li>(10) 小児慢性特定疾患児の相談支援に関する事。</li> <li>(11) 母子保健関係の表彰に関する事。</li> </ul>

健康衛生局	薬務衛生課	薬事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬事関係団体の指導育成に関する事。</li> <li>(2) 温泉法に関する事。</li> <li>(3) 薬事法に基づく監視指導取締りに関する事。</li> <li>(4) 無承認無許可医薬品等の監視指導に関する事。</li> <li>(5) 薬事法に基づく登録販売者試験に関する事。</li> <li>(6) 薬事審議会に関する事。</li> <li>(7) 骨髓バンク及び臍帯血バンク等に関する事。</li> <li>(8) 科学技術の振興及び試験研究課題の評価に関する事（衛生環境研究所）。</li> <li>(9) 薬事法に係る許可等に関する事。</li> <li>(10) 薬事法に基づく販売従事登録に関する事。</li> <li>(11) 医薬品等副作用情報等に関する事。</li> <li>(12) 薬剤師法に関する事。</li> <li>(13) 救急医薬品及び災害用備蓄医薬品等に関する事。</li> </ul>
		製造指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬事法に基づく製造指導に関する事。</li> <li>(2) 薬事法に基づく製造販売承認に関する事。</li> <li>(3) 医薬品等GMP適合性調査に関する事。</li> <li>(4) 医療機器等QMS適合性調査に関する事。</li> <li>(5) 薬事法に基づく製造・製造販売許可に関する事。</li> <li>(6) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関する事。</li> <li>(7) 献血事業の推進に関する事。</li> <li>(8) 血液製剤の適正使用に関する事。</li> </ul>
		麻薬毒劇物係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法に基づく許可等に関する事。</li> <li>(2) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法に基づく指導取締りに関する事。</li> <li>(3) 麻薬中毒審査会に関する事。</li> <li>(4) 薬物乱用防止の啓発に関する事。</li> <li>(5) 薬物乱用防止指導員協議会に関する事。</li> <li>(6) 毒物及び劇物取締法に基づく登録及び指導取締りに関する事。</li> <li>(7) 毒物劇物取扱者試験に関する事。</li> <li>(8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく指導取締りに関する事。</li> <li>(9) 保健所の衛生試験に関する事。</li> <li>(10) 衛生環境研究所に関する事（他の所管に属するものを除く）。</li> </ul>
		環境衛生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活衛生同業組合連合会、生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係団体に関する事。</li> <li>(2) クリーニング業法に関する事。</li> <li>(3) 公衆浴場法に関する事。</li> <li>(4) 理容師法、美容師法及び理容師・美容師養成施設に関する事。</li> <li>(5) 興行場法及び旅館業法に関する事。</li> <li>(6) 遊泳場等多数集合場所の衛生指導に関する事。</li> <li>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。</li> <li>(8) 衛生害虫の駆除に関する事。</li> <li>(9) 墓地、埋葬等に関する法律に関する事。</li> </ul>
		食品衛生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生法に関する事。</li> <li>(2) 食中毒に関する事。</li> <li>(3) 食品衛生監視指導計画に関する事。</li> <li>(4) 食品衛生協会の運営指導に関する事。</li> <li>(5) 愛媛県食の安全安心推進条例に関する事。</li> <li>(6) 愛媛県食の安全安心推進県民会議に関する事。</li> <li>(7) 食の安全安心の推進に関する計画に関する事。</li> <li>(8) 食品関係のリスクコミュニケーションに関する事。</li> <li>(9) 愛媛県食の安全安心推進班に関する事。</li> <li>(10) えひめ食の安全・安心推進本部等に関する事。</li> <li>(11) 製菓衛生師法に関する事。</li> <li>(12) 食品の表示及び食品・添加物の規格基準に関する事。</li> <li>(13) えひめ食の安全・安心情報ホームページに関する事。</li> <li>(14) 食の安全・安心総合相談窓口に関する事。</li> <li>(15) 緊急食品情報に関する事。</li> <li>(16) 衛生指導総合情報システムに関する事。</li> <li>(17) 愛媛県食品自主衛生管理認証制度に関する事。</li> <li>(18) HACCPに基づく衛生管理に関する事。</li> <li>(19) 食品衛生月間等に関する事。</li> <li>(20) 食品添加物の検査等に関する事。</li> <li>(21) 食中毒注意報に関する事。</li> </ul>
		乳肉衛生・動物愛護係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。</li> <li>(2) と畜検査及びBSE検査に関する事。</li> <li>(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事。</li> <li>(4) 調理師関係団体の指導に関する事。</li> <li>(5) 狂犬病予防に関する事。</li> <li>(6) 動物由来感染症に関する事。</li> <li>(7) 動物愛護センターに関する事。</li> <li>(8) 食肉衛生検査センターに関する事。</li> <li>(9) 調理師法に関する事。</li> <li>(10) ふぐ取扱者条例に関する事。</li> <li>(11) 化製場等に関する法律に関する事。</li> </ul>

生きがい推進局	子育て支援課	子育て支援企画係	(1) 次世代育成支援対策に関する事 (2) えひめこどもの城に関する事 (3) 放課後児童クラブに関する事 (4) 児童館・児童センターに関する事 (5) えひめ結婚支援センターに関する事 (6) 主任児童委員及び児童委員に関する事 (7) 災害遺児福祉手当に関する事
		ひとり親家庭係	(1) 母子家庭等の自立支援に関する事 (2) 児童扶養手当に関する事 (3) 母子福祉資金、寡婦福祉資金に関する事 (4) 母子自立支援員に関する事 (5) 児童手当に関する事
		保育所係	(1) 保育所、認可外保育施設及び認定こども園に関する事 (2) 保育所の延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業等に関する事 (3) 保育士試験に関する事 (4) 保育士登録に関する事
		児童・婦人施設係	(1) 中央児童相談所、東予児童相談所、南予児童相談所に関する事 (2) えひめ学園に関する事 (3) 児童養護施設、乳児院に関する事 (4) 里親に関する事 (5) 愛媛母子生活支援センターに関する事 (6) 婦人相談所に関する事 (7) 児童福祉施設の整備に関する事
	障害福祉課	障害政策係	(1) 障害者総合支援法の施行に関する事 (2) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事 (3) 愛媛県障害者施策推進協議会に関する事 (4) 介護給付等の不服審査に関する事 (5) 障害者虐待防止に関する事 (6) 障害者相談支援に関する事 (7) 身体障害者手帳に関する事（交付事務を除く） (8) 福祉有償運送に関する事 (9) 障害者団体の指導育成に関する事 (10) 障害者防災対策に関する事 (11) 自立支援医療機関（更生医療）の指定等に関する事
		在宅福祉係	(1) パーキングパーミット制度に関する事 (2) 地域生活支援事業に関する事 (3) 発達障害者支援法の施行に関する事 (4) 身体障害者補助犬の普及・啓発等に関する事 (5) 心身障害者扶養共済制度に関する事 (6) 障害者のスポーツ振興に関する事 (7) 療育手帳に関する事（交付事務を除く） (8) 知的障害者更生相談所に関する事 (9) 心身障害者（児）歯科巡回診療事業に関する事 (10) 介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る制度（特定の者対象）に関する事
		障害施設係	(1) 障害福祉施設の整備に関する事 (2) 身体障害者福祉センター、障害者更生センター及び視聴覚福祉センターに関する事 (3) 子ども療育センターの運営に関する事 (4) 身体障害者更生相談所に関する事 (5) 自立支援医療（更生医療）補装具給付に関する事 (6) 特別児童扶養手当に関する事 (7) 障害児入所給付費等に関する事 (8) 重症心身障害者（児）医療費公費負担に関する事 (9) 特別障害者手当に関する事
		障害支援係	(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者等の指定・指導監督に関する事 (2) 児童福祉法に基づく障害児支援事業者等の指定・指導監督に関する事 (3) 社会福祉法人の指導・監督に関する事 (4) 障害者優先調達推進法に関する事 (5) 障害者共同受注窓口に関する事 (6) 地域精神保健福祉対策促進事業に関する事 (7) 精神障害者家族会及びボランティア団体の育成指導に関する事 (8) 精神障害者地域移行支援事業に関する事
	長寿介護課	長寿政策係	(1) 長寿社会対策に関する事 (2) 明るい長寿社会づくり推進事業に関する事 (3) 老人クラブ活動の推進に関する事 (4) 市町（保険者）助言・援助に関する事 (5) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に関する事 (6) 給付費負担金、調整交付金等交付事務に関する事 (7) 介護認定審査会委員、認定調査員等の研修に関する事
		介護予防係	(1) 介護予防市町支援事業に関する事 (2) 介護予防研修事業に関する事 (3) 高齢者虐待防止・養護者支援に関する事 (4) 高齢者の権利擁護、成年後見制度の利用促進に関する事 (5) 地域包括支援センターに関する事 (6) 地域支援事業に関する事
		介護研修係	(1) 在宅介護研修センターに関する事 (2) 介護支援専門員の試験・研修等に関する事 (3) 認知症介護研修・介護員養成研修に関する事
		介護事業者係	(1) 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者に関する事 (2) 老人福祉施設等に関する事 (3) 介護保険施設に関する事 (4) 療養病床の再編成に関する事 (5) 介護サービス情報の公表に関する事 (6) 地域密着型サービス評価に関する事
援護恩給係		(1) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関する事 (2) 戦没者の慰霊顕彰に関する事 (3) 旧軍人、軍属等の恩給、叙位叙勲等に関する事 (4) 旧軍人等関係団体にに関する事	



中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応ずること。</li> <li>(2) 児童及びその家庭について必要な調査、並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定と指導を行うこと。</li> <li>(3) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託すること。</li> <li>(4) 児童の一時保護を行うこと。</li> </ul>
東予児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応ずること。</li> <li>(2) 児童及びその家庭について必要な調査、並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定と指導を行うこと。</li> <li>(3) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託すること。</li> <li>(4) 児童の一時保護を行うこと。</li> </ul>
南予児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童に係る相談等に関すること。</li> <li>(2) 児童及びその家庭に係る調査及び判定に関すること。</li> <li>(3) 要保護児童及びその保護者の指導に関すること。</li> <li>(4) 要保護児童の一時保護に関すること。</li> <li>(5) 要保護児童等に対する福祉の措置に関すること。</li> </ul>
食肉衛生検査センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) と畜場等におけると畜検査その他の獣畜の処理に係る衛生に関すること。</li> <li>(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。</li> <li>(3) と畜場、食鳥処理場等に係る食品衛生に関すること。</li> </ul>
動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有者および拾得者からの犬およびねこの引取り、譲渡及び処分に関すること。</li> <li>(2) 公共の場所において所有者が判明していない負傷した動物の収容、治療、譲渡及び処分に関すること。</li> <li>(3) 未登録、未注射等の犬の抑留及び処分に関すること。</li> <li>(4) 狂犬病の病性鑑定に関すること。</li> <li>(5) 犬のしつけ方教室。</li> <li>(6) ふれあい教室。</li> <li>(7) 動物介在活動。</li> </ul>
衛生環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公衆衛生行政上必要な調査研究に関すること。</li> <li>(2) 病原微生物、理化学試験及び環境保健試験検査に関すること。</li> <li>(3) 保健所の職員、市町の衛生関係職員等の技術面における研修指導に関すること。</li> <li>(4) 環境保全に係る調査及び試験研究並びに公害防止施設等の技術開発に関すること。</li> <li>(5) 公害防止技術及び公害の測定技術の指導に関すること。</li> <li>(6) 公害防止に係る監視、測定及び検査に関すること。</li> <li>(7) 公害に関する緊急時等の措置に関すること。</li> <li>(8) 公衆衛生及び環境保全に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。</li> <li>(9) 生物多様性の保全に係る調査研究、情報の収集、管理及び提供並びに普及啓発に関すること。</li> </ul>
心と体の健康センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。</li> <li>(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。</li> <li>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものに関すること。</li> <li>(4) 愛媛県精神医療審査会の事務に関すること。</li> <li>(5) 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。</li> <li>(6) 介護給付費等の支給決定等その他市町に對する必要な援助等に関すること。</li> <li>(7) 不妊及び難病に関する相談等に関すること。</li> </ul>
身体障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に對する情報の提供その他必要な援助に関すること。 (身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の措置に係るものに限る。）</li> <li>(2) 身体障害者に係る相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</li> <li>(3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</li> <li>(4) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。</li> <li>(5) その他市町に對する必要な援助等に関すること。</li> </ul>
婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</li> <li>(2) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。</li> <li>(3) 要保護女子の一時保護に関すること。</li> <li>(4) その他要保護女子の更生福祉に関すること。</li> <li>(5) 配偶者からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。</li> <li>(6) 配偶者からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。</li> <li>(7) 配偶者からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の援助に関すること。</li> </ul>
知的障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療育手帳の交付等を行うこと。</li> <li>(2) 知的障害者の援護を行うに当たって必要な医学的、心理学的及び職能的判定を、市町村の求めに応じて行うこと。</li> <li>(3) 知的障害者施設サービスの利用が適正かつ円滑に行われるよう、市町村の依頼を受けて施設入所に関する市町村間の連絡調整を行うこと。</li> </ul>
子ども療育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 心身に障害のある児童等に対する保護、治療、日常生活の指導、自立自活に必要な訓練等に関すること。</li> <li>(2) 保護者に対する療育指導及び情報提供に関すること。</li> <li>(3) その他各種の相談に関すること。</li> </ul>
えひめ学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の生活指導、学科指導及び職業指導に関すること。</li> <li>(2) その他児童の自立支援及び生活支援に関すること。</li> </ul>

## 公営企業管理局

総務課
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 公印の管理及び文書管理に関する事。</li><li>2. 公営企業の基本計画に関する事。</li><li>3. 職員の勤務条件、身分取扱い及び福利厚生に関する事（他の主管に属するものを除く。）。</li><li>4. 公営企業の基本計画に関する事。</li><li>5. 公営企業の予算及び企業債に関する事。</li><li>6. 料金、料金以外の使用料及び手数料に関する事（他の主管に属するものを除く。）。</li><li>7. 工事の請負契約に関する事。</li><li>8. 資産の取得（他の主管に属するものを除く。）、管理及び処分に関する事。</li><li>9. 許可及び認可の申請事務に関する事（他の主管に属するものを除く。）。</li><li>10. 公営企業管理規程その他法規に関する事。</li><li>11. 会計事務及び決算に関する事。</li><li>12. 会計検査、会計事務の指導監督等に関する事。</li><li>13. 出納取扱金融機関に関する事。</li><li>14. 土地収用及び補償事務に関する事。</li><li>15. 業務の状況の公表に関する事。</li><li>16. 事業所に関する事（他の主管に属するものを除く。）。</li><li>17. 他の主管に属しない事。</li></ol>
発電工水課
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 電気事業及び工業用水道事業の調査に関する事。</li><li>2. 電気施設、工業用水道施設及び附帯事業に係る施設の設計及び施行に関する事。</li><li>3. 電気及び工業用水の供給に関する事。</li><li>4. その他電気及び工業用水に関する事。</li></ol>
県立病院課
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 病院事業の事業所の職員の勤務条件及び福利厚生に関する事。</li><li>2. 病院事業の予算及び企業債の資料作成に関する事。</li><li>3. 病院事業の許可及び認可の申請事務に関する事。</li><li>4. 病院事業の料金、料金以外の使用料及び手数料に関する事。</li><li>5. 病院事業の資産の取得に関する事。</li><li>6. 病院事業の事業所に関する事。</li><li>7. その他病院に関する事。</li></ol> <p>[新中央病院整備室]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>8. 愛媛県立中央病院整備運営事業に関する事。</li></ol>

## 6. 愛媛県（特に健康・医療・福祉）及び公営企業管理局（病院事業）の財政状況について

### (1) 平成 25 年度当初予算について

#### ①一般会計

平成 25 年度当初予算は、公約の実現に向けて、特に実需の創出による地域経済の活性化に注力するとともに、南海トラフ巨大地震の発生に備えた防災・減災対策の推進に引き続き最優先で取り組むほか、農林水産業の振興やえひめ国体の準備等の重要課題への対応を加速する予算となっている。

編成に当たっては、国の緊急経済対策に即応した 2 月補正予算と合わせ、県内の景気・雇用の下支えに配慮した切れ目のない対策を講じることとし、県民のニーズや県議会各会派の要望も踏まえながら、国家公務員の給与カットに準じた地方交付税の削減など、不透明で厳しい財政状況の中ではあるが、限られた財源を愛顔枠や防災・減災強化枠に重点的に投入することとされた。

#### ②特別会計

平成 25 年度の特別会計の当初予算は、災害救助基金特別会計をはじめ 14 会計で、総額は、1,345 億 5,689 万円となっている。災害救助基金特別会計は災害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図るため、救助費 246 万円を計上した。母子寡婦福祉資金特別会計は母子家庭の経済的自立とその扶養する子弟の福祉を増進するため、母子福祉資金貸付金 3 億 4,677 万円を、寡婦家庭の経済的自立を援助するため、寡婦福祉資金貸付金 1,183 万円を計上した。中小企業振興資金特別会計は中小企業の近代化及び合理化を図るため、高度化資金事業費 9,486 万円、織布業構造改善事業費 518 万円等を計上した。農業改良資金特別会計は農業者等の農業技術の導入と家庭生活の改善を促進するため、農業改良資金貸付金 2,387 万円、就農支援資金貸付金 6,242 万円等を計上した。国営農業水利事業負担金特別会計は南予地区等における農業用水を確保するため、国営で施行した農業水利施設の償還金 15 億 5,537 万円等を計上した。県有林経営事業特別会計は県有林の運営管理を行い、経営の円滑化を図るため、模範造林費 742 万円、木材生産販売費 9,766 万円等を計上した。林業改善資金特別会計は、林業者等の林業経営の改善を図るため、林業改善資金貸付金 2 億 5,000 万円等を計上した。沿岸漁業改善資金特別会計は、沿岸漁業者等の沿岸漁業経営の改善を図るため、沿岸漁業改善資金貸付金 5,000 万円等を計上した。公共用地整備事業特別会計は、公共事業の用に供する用地の先行買収を行うため、用地取得事業費 53 億 5,669 万円を計上した。港湾施設整備事業特別会計は、港湾施設の整備促進を図るため、港湾施設管理費 5,831 万円を計上した。用品調達特別会計は、庁内物品購入の円滑化を図るため、用品調達費 3 億 643 万円を計上した。自動車集中管理特別会計は、庁内自動車を集中管理し、運営管理の合理化を図るため、管理費 929 万円を計上した。公債管理特別会計は、公債費の経理の適正化を図るため、元金 1,107 億 3,161 万円、利子 148 億 5,415 万円等を計上した。奨学資金特別会計は、高等学校、大学等に就学する者を対象として奨学資金の貸付けを行うため、奨学資金貸付金 5 億 4,781 万円等を計上した。

## (2) 平成 25 年度の健康・医療・福祉の予算（民生費・衛生費）の概要について

災害時の緊急支援体制の充実については、DMA Tの活動支援や災害拠点病院など県内医療機関による災害医療体制の強化に向けた取組みを進めるほか、被災者等の心のケアを行う体制の整備を図ることとした。「えひめ愛顔の助け合い基金」を活用した被災地等支援については、東日本大震災の被災者等のニーズに基づき、災害ボランティアの派遣に引き続き取り組むこととした。参画と協働の地域づくりを目指して、社会貢献活動に取り組む企業とNPO等との連携や協働など新たな地域のきずなづくりを進めることとした。

支え合う福祉社会づくりについては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、市町が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに、介護出前セミナーなど介護に対する理解を深める取組みを進めるほか、県民の健康寿命の延伸を目指し、各種イベント等において健康づくりの普及啓発等に取り組むこととした。また、全国6箇所の国立ハンセン病療養所に入所されている本県出身者に、故郷を身近に感じてもらえるよう訪問交流を実施するとともに、ハンセン病の正しい理解を促進することとした。

医療体制の充実については、がん対策推進計画を総合的に推進するため、がん予防知識等の普及啓発やがん検診の実態把握などを通じて、がん対策の強化に取り組むほか、認知症患者の増加が見込まれる中、地域医療等と連携した認知症医療を推進することとした。また、医師確保対策として若手医師等のキャリア形成支援や医師不足病院への支援等を進めるとともに、看護師等の確保を図るための病院内保育施設の整備を支援するほか、離島地域の医療確保に取り組む瀬戸内巡回診療船済生丸の更新整備を支援することとした。子育て支援の充実については、家庭や地域等が連携した子育て支援の充実を図るため、地域で子育て支援活動を担う人材の育成や、高齢者の豊富な経験等を活かした子育て支援策の普及・定着を図ることとした。

国体に合わせて開催される全国障害者スポーツ大会に向けた選手の育成・強化を計画的に進めることとした。

この結果、民生費の当初予算額は、832億7,761万円となり、前年度当初予算額と比べて34億6,078万円、4.34パーセントの増となっている。また、衛生費の当初予算額は、243億8,828万円となり、前年度当初予算額と比べて10億1,106万円、3.98パーセントの減となっている。

## (3) 平成 25 年度の決算状況について

### ①一般会計

平成 25 年度の一般会計決算額は、歳入が 6,398 億 8,490 万円、歳出が 6,275 億 7,649 万円で、歳入歳出差引額は、123 億 841 万円となっている。また、この額から平成 26 年度へ繰り越すべき財源 82 億 1,641 万円を差し引いた実質収支は、40 億 9,200 万円で黒字となっている。

これを前年度の決算額と比較すると、歳入で 225 億 7,160 万円、3.66 パーセントの増、歳出で 232 億 4,066 万円、3.85 パーセントの増となっている。

歳入決算の内容は、地方交付税、国庫支出金、県債などの依存財源が 58.38 パーセント、県税等の自主財源が 41.62 パーセントとなっている。

前年度決算額と比較して、増加した主なものは、国庫支出金 203 億 9,747 万円、県税 56 億 732 万円、地方譲与税 35 億 2,348 万円などで、減少した主なものは、県債 37 億 1,800 万円、諸収入 34 億 6,152 万円、地方交付税 22 億 8,618 万円などとなっている。

## ②特別会計

平成 25 年度の特別会計決算状況は、災害救助基金特別会計外 13 会計の合計は、予算額 1,350 億 3,873 万円、収入済額 1,364 億 7,300 万円、支出済額 1,330 億 3,508 万円、歳入歳出差引 34 億 3,792 万円で、予算額に対する収入済額の割合は 101.06 パーセント、支出済額の割合は 98.52 パーセントとなっている。

このうち、県有林経営事業特別会計で 23 億 936 万円歳入が歳出に対し不足したため、翌年度の収入を繰上充用することにした。

## ③病院事業

県立病院は、中央病院、今治病院、南宇和病院及び新居浜病院の 4 病院で、平成 25 年度の病院施設の利用状況は、患者数は年間延べ 115 万 6,225 人で、前年度に比較して、6 万 9,416 人、5.7 パーセント減少した。

平成 25 年度決算の事業収支は、総収益 388 億 2,709 万円、総費用 386 億 9,706 万円で、1 億 3,003 万円の純利益となっている。

施設については、中央病院において、高度医療機器であるガンマナイフの更新整備にあたり、患者動線を考慮し、新本院と一体的に運用可能なガンマナイフ棟を新築した。医療機器については、医療水準の高度化、並びに診療及び診療支援業務の合理化・効率化を目的として、中央病院のガンマナイフをはじめとして、今治病院のMRI、南宇和病院の生化学自動分析装置、新居浜病院の手術用顕微鏡システム（脳神経外科用）など必要な機器を整備した。

なお、中央病院については、平成 20 年 12 月 26 日に「愛媛ホスピタルパートナーズ株式会社（落札者がPFI事業を実施するために設立した特別目的会社）」と事業契約を締結しPFI事業に着手し、平成 25 年 5 月に新診療棟に病院機能を移転・開院した。

## 第3章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）

### 1. 総合所見

2025年には団塊の世代が後期高齢者（75歳～）に移行し、医療・介護に係る給付費は相当程度増加すると予想されている。一方、急性期治療を終えた慢性期・回復期患者の受け皿としての在宅医療のニーズは今後も一層高まってくるであろう。そこでそれらのニーズに応えるためには、どうしても健康・医療・福祉の施策の連携強化が求められてくる。高度医療ネットワーク等の構築によって、高齢化に伴い一層増大してくる医療ニーズに対応しつつ、医師をサポートする職種を積極的に導入する等の方策によって、現行の病床数においても充実した医療体制を構築していくことが必要となる。そのため、必要な医療・介護における一貫した政策を実施し、利用者の実態に即したサービスを充実させていくことが望ましい。

そのためには今後「健康・医療・福祉のまちづくり」が大切になってくる。「健康・医療・福祉のまちづくり」とは、多くの住民が自立的に、また、必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりを目指していくものである。このため、住み慣れた地域に引き続き住民が集い、住み続けるための良好な居住環境が確保される取組み、日常生活圏域等において必要な都市機能（①健康機能、②医療機能、③福祉機能、④交流機能、⑤商業機能、⑥公共公益機能）の確保や、公共交通ネットワークの充実などを一体的に取り組むことが重要になってくる。

また、これまでの健康・医療・福祉のことはすべて行政にお任せといった住民意識も見直さなければならない。医療については医療関係者に任せ、保健や福祉についてもそれぞれの専門家に任せていては、「健康・医療・福祉のまちづくり」の構築は困難であろう。住民は行政に対して、また健康・医療・福祉等の関係者に対しても必要に応じて様々な意見を発言していきながら、それら全てが**自分たちのまち**という意識で利用し、育てていくことが必要である。それを行政がどう支えていくかにある。総合的な地域での取組みや連携は、地域の保健医療に実際取り組んでいる医療関係者や民間機関、住民の自主的な組織、当事者団体等が主体となってこそ実りあるものとなる。つまり、住民の参加と行政や関係者の積極的な係わりのなかで、地域での新たなまちづくりを行っていくのである。住民・行政・関係者が協働で作り上げて育てていくことの中で連携を深めていくことが望まれる。

このような健康・医療・福祉の連携については、確かにいろいろな意味で以前から考えられていた。しかしながら、この連携が最近とみに重要課題となってきたのは、高齢化社会の到来により高齢者に対するケアが、医療・福祉の現場で重大な問題として認識されるようになってきたからである。サービス提供しなければならない高齢者の絶対数が多くなり、またサービスも個々に対応しなければならないからである。

県においても、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できるよう、安全・安心で質の高い医療提供体制の充実に取り組んではいるが、人口減少及び高齢化の進行や、疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の保健医療に対する意識の高まりといった、著し

い環境の変化に加え、近年、医師・看護職員等医療従事者の不足・偏在が深刻化するなど、救急医療をはじめとする地域に不可欠な医療の確保が困難になっている。

そのため、健康・医療・福祉の連携・統合は、高齢化の進む県においても、きわめて重要なテーマである。保健医療及び福祉の改革が求められている中で、新たな枠組みのもとで過去の経緯に囚われない対応を今後検討いただきたい。

### （意見）医師不足・医療現場の疲弊について—高度医療ネットワークの観点から—

平成 26 年日本創成会議は「消滅可能性都市」のデータを公表した。これによれば、わが国のおよそ半数の自治体が消滅するというのである。四国 4 県においては 95 自治体の内、実に 62 自治体が消滅可能性自治体となっている。北海道の 82.1%や東北の 81.5%と比較すると低いかもしれないが、それでも四国の自治体の 65.3%はこのままでは人口の維持が困難になって消滅に向かう可能性があるということらしい。

愛媛県においても多くの自治体がこのままでは人口の維持が困難になって消滅に向かう可能性があるということを考えてみると、生活面でまず心配になるのが医療であろう。今でも地域間における医師の偏在が大きな問題になっているが、今後ますますこれに拍車がかかり、医師の不足する地域若しくは十分な医療を受けることが困難な地域が出てくるかもしれない。高速交通網の整備が十分でなければ設備の整った医療施設に行くために何時間も必要になってくるであろう。これでは『愛媛県では、特に松山以外の市町では、安心して暮らしていくことが出来ない』と思われる。

この問題を解決するためには、愛媛県において高度医療ネットワークの構築が必要になってくると思われる。地域間の医療水準の格差をなくし、どこにいても同じレベルの治療を受けられるようにすることが求められる。そのために必要なのは遠隔医療ネットワークと電子カルテネットワークではなかろうか。これらが整備されれば、患者は何時間もかけて大病院に行くことが必要なくなり、患者にとっても大病院の医師にとってもありがたいことである。日々の健康管理や日常的な診察、軽度疾患患者の治療については身近な「かかりつけ医」に任せ、その「かかりつけ医」と基幹病院が医療データを共有できれば、患者はその容態に応じて遅滞なく高度医療を受けることができる。一貫性のある切れ目のない迅速で効率的な医療の提供が可能となり、また医療サービスの平準化によって県民に「安全」・「安心」を提供することができるであろう。また、医療資源を効率的に配分して、中核病院及び高度医療連携医療機関は高度医療に特化することにより、中核病院の医師の疲弊の解消にも、医療費増加のため危機的状況に陥っている保険制度の改善にも役立つことが期待できる。

これらの話はまだまだ先のことだともうかもしれないが、ハード面においては今日でも必ずしも不可能なことではないと思われる。もちろん諸般の事情を考慮すれば明日からすぐにはいかないかもしれない。ただ、愛媛県も行政という立場で医師会とも協力して積極的に検討していただきたい。

### （意見）医師不足・医療現場の疲弊について―病院サイドの改善について―

今日、日本において医師の絶対数不足が問題になっている。また、むしろ問題は地域的な偏在あるいは診療科による偏在にあるという議論もある。確かに地域的な偏在はあるが、あくまでも絶対数不足の中の偏在であろう。もし絶対数が足りている中での偏在であれば、是正は不可能ではないと思われるが、絶対数が不足しておればその是正は簡単ではない。

日本で人口当たり医師数が一番多い東京でさえ勤務医は当直明けでも連続長時間勤務を余儀なくされているという。また、東京で若手の多くの医師が勤務できるのも、医師が足りていないからであろう。それでも地方よりは教育や労働環境が良いために全国から東京に多くの医師が集まってきている。医師も人間である以上、教育環境や生活環境が良い都市部で勤務したいと思うのは当然のことである。そのため現状のまま絶対数不足を是正せずに、都市部の医師が多い地域から医師不足の地域へ勤務医を強制派遣することが、可能であるのかは疑問と言わざるを得ない。

特に救急医療や小児医療の現場は、非常に厳しい環境におかれている。さらに地方においては、経営悪化により閉鎖や近隣の病院と統合されることで、救急医療や小児科を受診できる病院が減少している。そのため、救急医療や小児科がある病院に患者が殺到し、一人の担当医にかかる負担が増え、過度の当直や休日勤務など過酷な労働を強いられているという実態があると言われている。その結果として、過酷な労働の現場に疲弊して小児科医や救急医が辞職し、さらに残った医師の負担が増えるという、悪循環が起きてきている。

このような状況を改善するためには何が必要であろうか？今すぐに医師増員を行えるはずはない。それでは、医師増員以外にどのような方法が考えられるのであろうか。例えば、アメリカなどですでに活躍しているPhysician Assistant (PA; 医師補助職) や、Nurse Practitioner (NP; 公認看護師) など、医師をサポートする職種を積極的に導入すべきという考えが最近出てきている。最近日本でも医療秘書が増えてきたが、アメリカは日本より医師数が多いにもかかわらず、医師をサポートする職種が充実している。

当然医師は全国各地の必要数を試算して増やしていくことは重要ではあるが、同時に医師事務作業補助者や認定看護師等、医師をサポートする職種を医療現場に導入することを今後検討していくことが必要ではなかろうか。そうすれば、現在過重労働で疲弊している勤務医も自分本来の仕事に専念でき、将来にわたって勤務し続けられる可能性が高くなると思われる。若手医師が誇りを持って働ける医療環境を作っていくことが重要である。

県立病院においても今後は、このようなことも含めて医師不足に対応する術を検討していくことが必要であろう。

### （意見）医師不足・医療現場の疲弊について―県民サイドの改善について―

我々県民にとっての病院はあくまでも病気や怪我をしたときに医療を提供してもらうところである。そのため、例え軽症であっても具合が悪いときに行って診てもらうのが当



たり前だと思っている。しかしながら、医療現場の疲弊を考えると、本当に単純にそれだけで良いのであろうか。もう少し、医療現場の現状に目を向けて意識を高めていく必要があるのではないだろうか。我々自身も日本の医療現場の問題点をもう少し意識し、行政もその現状を県民に伝えていくことが必要である。

以下の文章は、「県立柏原病院の小児科を守る会」HP『守る会発足の経緯』から抜粋したものである。

### 「県立柏原病院の小児科を守る会」

丹波市内で唯一、小児の入院を扱う「兵庫県立柏原病院」の小児科が閉鎖の危機にあることを知ったのは2007年4月のことでした。2人しかいない柏原病院小児科の先生のうち1人が県の人事で院長に就任。現場に残されたもう1人の先生が「これ以上の負担に耐えられない」と退職の意向を示されたという衝撃的な記事が地元丹波新聞に掲載されました。

その後、記事を書いた足立智和記者の呼び掛けで座談会が開かれました。座談会の目的は「柏原病院小児科・産科の危機を子育て世代はどのように感じているか?」ということ、記者自身が知りたいというものでした。

『そんなの困る』『何でこんなことになったの?』『これからどうしたらいいの?』母親たちからの不満めいた声が続く中、足立記者が「お医者さんの勤務がどれだけ過酷か知ってる?」と声を掛けると、その場にいた1人の母親が体験談を語り始めました。

~~~~~

喘息発作の子どもを連れて夜間救急を受診した。  
夜8時に病院に行くと、すでに30人ほどが待っていた。  
やっと診察の順番が回ってきたのが午前2時。  
入院が決まり病室に通されたのは明け方の4時だった。  
そのまま親子で寝てしまったが、  
翌朝目を覚ますと「処置しておきました」と書かれた置手紙がベッドサイドにあった。  
そして、翌日も普段どおりに診療を行う先生を見たとき、  
「先生、寝てないんだ」ということに気が付いた。

「うちの子の病気のこと考えたら、  
柏原病院の小児科がなくなるんはほんまに困るんや・・・  
でも、先生のあんな姿見とったら『辞めんといて』とは、よう言わん・・・」

~~~~~

最後は涙声になっていました。

先生に辞められたら本当に困ってしまう、そんな母親が、そこまで言うなんて・・・。それほど先生方は疲弊していらっしゃるのか・・・。子どもが幸い健康で、柏原病院にかかったこともないような他の参加者にとって、この言葉は本当に衝撃的でした。

それまで不平・不満を口にしていた様子はガラリと変わりました。私たちは、お医者さ

んの過酷な勤務実態、またその一因に、患者の無理解による「コンビニ受診」があるのだということを知りました。

これ以上「先生頑張って」なんて言えない。この現状をもっとたくさんの人に伝えなければ！たとえこのまま先生が辞められても、住民に非難されるようなことになってほしくない。これまでお世話になった先生のために何ができるだろう？あれこれ考えた末、私たちは署名活動を始めました。

5万筆を超える署名を県へ提出したものの、期待していた結果は得られませんでした。行政の対応を待つ間に、お医者さんはどんどん疲弊し、地域から立ち去ってしまうかもしれない・・・。

私たちは学びました。『人任せにしても解決しない』行政に頼るだけではなく私たち自身が行動し、お医者さんが働きやすい地域を作るしかないと気付きました。お医者さんの増員を願うのではなく、今いるお医者さんを大切に作る地域づくりを進めていこうと決意したのです。

そして住民として出来ることを3つのスローガンに込め、活動を展開するようになりました。

### 3つのスローガン

1. コンビニ受診を控えよう
2. かかりつけ医を持とう
3. お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう

「コンビニ受診を控える」ということは決して「無理して我慢する」ということではありません。ここでいうコンビニ受診とは、軽症にもかかわらず、二次救急のための夜間外来を自己都合で受診することです。本当に必要な人が必要な時に医療を受けられるように、また、病院の勤務医の負担を減らすためにも、症状に応じて病院と診療所（かかりつけ医）を使い分けるよう呼び掛けています。

『軽症の人は、より重症な人に診療の機会を譲りましょう』ということですが、軽症ですぐに二次救急病院を受診するのではなく、まずは「かかりつけ医」で受診しましょう。そのためにも普段から気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つことが大切です。

守る会が活動を始めて間もない頃、「コンビニ受診を控えよう」という呼び掛けが先行し、かかりつけ医への受診をも控えてしまう保護者が増えていると知りました。症状が悪化してから受診するため、かえって柏原病院への紹介が増え、勤務医の負担になっていると市内の開業医さんから教わりました。このことがきっかけとなり、「コンビニ受診を控えよう」「かかりつけ医を持とう」これら2つのスローガンは必ず併せて伝えるよう注意を払っています。

「お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう」医療が進歩した今、治って当たり前という思

い込みはないでしょうか？具合が悪い時に、いつでもお医者さんに診てもらって当たり前という気持ちはないでしょうか？その考えを改め、日ごろの感謝の気持ちをきちんと伝えることがとても大切だと思います。

お医者さんに感謝の気持ちを伝えるということも多くの人に実践してもらいたいという思いから、柏原病院小児科外来の窓口に「ありがとうポスト」を設置させてもらっています。集まったメッセージは小児科前の廊下に掲示しています。

また、講演に招待された先でも「ありがとうメッセージ」を書いていただこうと今では「ありがとうポスト」を持って、いろいろな所へ行っています。皆さまに書いていただいた「ありがとうメッセージ」は一枚ずつ宛先を調べ、宛名にあるお医者さんのもとにお届けしています。感謝の輪（和）が全国に広がることを願っています。

「県立柏原病院の小児科を守る会」HP『守る会発足の経緯』

ここに、もしかしたら現在の日本の医療現場、特に地方の医療現場の疲弊を解決するためのヒントがあるような気がする。

そのためには、我々県民も行政も医療現場の実態を理解し、今自分たちに何ができるかを考え、実践できることから行っていくことが必要である。このことは決して多くの予算が必要なことではない。こういったことについても県が積極的に関わっていただきたい。

#### （意見）愛媛の子育てに対するより積極的な支援へ

本県の出生数は、昭和48年を境に減少傾向が続き、平成20年にはピーク時の約半分になるなど、少子化が急速に進行している。また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大してきている。

動画冒頭、「私たちは最も過酷な架空の求人募集を作った」とスタートする。ビデオチャット越しの面接官と応募者との会話のみでこの動画は進んでいき、徐々にその仕事の概要があきらかとなってくる。

- ・ほぼ立ちっぱなしで、体の丈夫さが要求される仕事であること。
- ・24時間週135時間の無期限労働の労働であること。
- ・「どこか座って休憩できる場所とかないの？」「休憩を取りたいということですか？残念ですが、休憩時間はありません」
- ・「ランチは全ての同僚が食べ終わったあとです。」
- ・「高度なネゴシエーション能力が必要で、医学・金融・調理のスキルが必要です。」
- ・「時には夜通しで取り組まなければいけない可能性があります。」
- ・「感謝祭の日も、クリスマスも新年も、普段よりも多忙が予想され、業務上の必要があれば休みはありません。」
- ・「それって違法じゃないんですか？」「全く違法じゃありません」
- ・「休憩はあるんですよね？」「ありません」

こんなやり取りが応募者と面接官の間で交わされる。そして給与について伝えられる。

・「この役職には一切給料が払われません」「給料無し?」「無しです」

これを聞いて応募者たちは啞然としてしまう。

「タダでそんな仕事誰もしないわよ!」

と応募者が言うと面接官が答える。

「そんなことないです。世界中にこの仕事を毎日こなしている人が、何千万人、何億人もいますよ」

・・・

・・・

「その人は、お母さんです」。

その答えを聞いた求職者の間に笑みが浮かぶ。

これはYouTubeにおいて公開後わずか3日で910万人の再生回数を記録した「世界一過酷な仕事“World's Toughest Job”」というインパクトのあるCM動画の内容である。アメリカのとある会社が、「運営部長」という偽のポジションの採用募集をインターネットと新聞で行い、実際に応募してきた人達と面接を行っているものであるが、実は「母の日のキャンペーン」のために、アメリカのカードストアAmerican Greetings社によって制作された動画である。

これを読んで皆さんいかがであったでしょうか？

確かに未婚化・晩婚化対策の推進も必要であることは言うまでもない。また、高齢者による子育て環境づくり推進も必要であろう。しかし、今まさに子育てを行っている「お母さん」、特に働きながら子育てをしている「お母さん」へのサポートが十分でなければ本当の意味での「安心して産み育てることが出来る環境づくり」にはならないのではなかろうか。現在子育て進行形の人たちが「安心して産み育てることができる環境づくり」を実感していれば、その姿を見ている次の世代の人たちも子育てに安心感を持てるのではないかと思われる。それこそが本当の少子化対策ではなかろうか。その意味で県としても愛媛の子育てに対するより積極的な支援を行っていただきたい。

### (指摘) 県内企業障害者雇用率全国ワースト2位の現実

愛媛労働局が発表した平成26年障害者雇用状況の集計結果(平成26年6月1日現在)によると、県内の民間企業の障害者実雇用率は法定雇用率の2.0%を0.26ポイント下回る1.74%(前年比0.01ポイント増)で、全国第46位である。また、法定雇用率達成企業の割合は47.0%(3.1ポイント増)で、全国第39位となっている。一方公的機関においては法定雇用率2.3%(都道府県等の教育委員会は2.2%)に対して、県の機関は2.32%、県教育委員会は2.20%、市町等の機関は2.39%と法定雇用率を達成している。

県としても愛媛労働局と強力な連携のもと、低迷する県内の障害者雇用率の改善を図る

ため様々な取組みを行っていることは理解しているが、より強力に雇用率改善プランに取り組んでいただきたい。県は『障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい』という目標を「愛媛の未来づくりプラン」で掲げているのだから。

県の事務分掌によれば、障害者の雇用対策に関することは、経済労働部労政雇用課雇用対策室の所管となつてはいるが、障害者に関係する問題であり、障害福祉課が当事者意識を持って然るべきではなからうか。大切なのはどこの部署かではなく、どうすれば障害者のためになるかということであろう。この問題は障害者の就労支援と関連しており、障害者雇用率は就労支援の成績表である。「縦割り行政」にならないように、関係する各部署はそれぞれが当事者意識を持って障害者のために対応していただきたい。

また、平成17年に制定された「愛媛県障害者計画」の基本的方向の(2)障害者の地域生活の支援として『障害者自身が、社会の構成員の一人として主体性、自立性を持ち、その能力を十分発揮して積極的に社会経済活動に参加し、身近な地域で暮らすことができるよう、質の高い障害保健福祉サービスの充実、**福祉的就労の充実と一般雇用を目指した就労支援**、障害者の権利擁護の整備などの各種施策を展開し、障害者の地域生活を支援します。』と記載されていることを障害者に関連する各部署においては十分に理解していただきたい。

障害福祉課にはそのような観点から、真摯に民間企業の障害者実雇用率が宮城県に次いで全国ワースト2位という現実を考えてみていただきたい。障害者自身が社会の構成員の一員として主体性・自立性を保ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むためには、関係する各部署が密接に連携しながら『障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進』について目に見えるような形で成果を出していくことが必要である。

### (意見) 医療事故を未然に防止するために

愛媛県立中央病院(松山市)において2011年、呼吸確保のため70代の男性入院患者の首に開けた穴に、看護師が誤って空気を通さない粘着性のシートを貼り、男性が窒息死した医療事故があった。病院側は医療ミスを認め「あってはならないこと」と謝罪した。また、県内の医療機関ではないが、最近も医療事故を耳にすることがよくある。このように、国民の生命・健康が守られるべき医療機関で事故が相次いでいる状況において、医療安全の確保は医療政策における重要な課題であると言えよう。

医療は、本来、患者と医療従事者の信頼関係、ひいては医療に対する信頼の下で、患者の救命や健康回復を最優先として行われるべきものである。しかしながら、医療の現場において医療事故が多発すれば、県民生活の安全・安心に最も密接な関わりを持つ医療に対しての信頼が揺らぎかねない状況となる。

住民に身近な行政として、それぞれの地域において医療安全を確保するために地域の関係者ととも安全対策に取り組むことは、県の責務であると言えよう。また、県は国の基

本的指針・基準等を踏まえ、国や他の地方自治体等との調整を図りつつ、地域における医療の実態を把握した上で、医療機関に対して指導監督等を行っている。

一般的には事故と災害の関係を示した法則であるハインリッヒの法則によれば、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在する。医療事故にもこの法則が当てはまると考えられると、一件の死亡事故などの重大な医療事故の陰には、29件の軽いアクシデント（通常の医療事故）、さらにその背後には300件のインシデント（日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが患者に実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすには至らなかったもの）が存在する可能性があるとされている。この意味で、重大事故を防止するためにはインシデント及びアクシデント報告を真剣に分析することが重要である。

県においても県立病院だけでなく、県内の医療機関において重大な医療事故が発生しないように、各関係機関に対しての指導監督のより一層の徹底を行っていくことは言うまでもないが、重大な医療事故の陰には数多くの小さな失敗があり、その小さな失敗から目を背けてはならないという意識で対応していただきたい。